

# 履修ガイド

Guide for Course Registration

## 2024

駒沢女子大学

## 人間健康学部

Komazawa Women's University  
Faculty of Human Health





---

**\*この「履修ガイド」は卒業まで使用しますので、大切に扱ってください。**

---



# 目次

## 建学の精神・ポリシー

建学の精神と教育の目的	1
ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	2
カリキュラム・ポリシー （教育課程編成・実施の方針）	4
アドミッション・ポリシー （入学者受け入れ方針）	6
アセスメント・ポリシー （学修成果の評価に関する方針）	7

## 大学4年間の流れ

1. 大学4年間の履修内容の流れ	13
2. 単位制	13
3. 学期制	13
4. 授業科目の分類	13
5. 卒業要件	14
6. 授業	14
7. 出欠席と出席の重要性	15
8. 授業の欠席	15
9. 休講	17
10. 補講	17
11. 学生による授業評価	17
12. 授業科目履修上の注意	17
13. 成績評価	18
14. 試験 定期試験実施内容の流れ	20 26
15. 再履修	27
16. 卒業研究の履修について	27
17. 臨地実習について	27
18. 科目等履修生	28

## 履修の流れ

1. 卒業所要単位	31
2. 取得可能な資格	33
3. 授業科目履修の手続き 履修登録の流れについて	35 36
4. 科目一覧 ① 科目一覧表の見方 ② 科目一覧表 目次	37 38
5. シラバスについて ① 科目分類 ② 学修指針 カリキュラムツリー カリキュラムマップ	45 46 47 48

## 学則

学則	55
----	----





**建学の精神  
・  
ポリシー**





## 建学の精神と教育の目的

駒沢女子大学は、道元禅師の禅の教えを基盤とした「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、「国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成すること」(学則第1条)を教育の目的としています。

「正念」というのは道元禅師の只管打坐の教えを教育の根本として示したもので、坐禅によって正しく物事を見つめ、とらえていくことです。私たちは「私」という心の窓から見える限定的な世界を見つめています。自分に興味の無い事柄については、たとえ目の前にあっても気づかないことがあるように、いわば自分中心の心の鏡をもっているといえるのです。坐禅はそのような偏り・こだわりのある心を一旦御破算にして、正しくものごとを見つめ、そして本当の自己(本来の面目)を再発見していくのです。

道元禅師に「本来の面目」というタイトルの和歌があります。すなわち「春は花 夏ほととぎす 秋は月 冬雪さえて すぐしかりけり」という歌です。この歌は川端康成がノーベル文学賞受賞の際、ストックホルムで行った「美しい日本の私」という講演で引用され、よく知られるようになりました。内容は四季折々の日本の自然を歌い上げていますが、実はこれは単なる風景描写ではありません。この歌は「本来の面目」、つまり本当の自己からありのままにみつめた心象風景といえるのであり、そこに大切な意味があることを川端も示唆しています。

次に「行学一如」というのは、実践すること(行)と学ぶこと(学)とを一体化させていくこと(一如)です。つまり「正念」によって確立された自己において、大学で学んだ多くの知識や技術を日常の実生活や社会に活かしていくことです。大学での学びは単に知的欲求を満たすだけのためにあるものではありません。自己満足的に知識・教養を高めるのではなく、広く社会に反映させていくことが大切なのです。

また日々の実践を通して真の学びがあるともいえます。たとえば文学や哲学で「愛」や「友情」について深く考察するのも大切な勉強です。しかし一方において愛を抽象的に理解してみても実際には全然参考にならなかったり、現実と相反することもあるはずで、かけがえのない人と出逢い、時には共に喜び、時には悲しみ、苦悶する中で初めて学んだことをより深く受け止めることができるのではないのでしょうか。「行学一如」はそれぞれの学びにさらなる深まりがあることを示しているのです。

また道元禅師は『典座教訓』で禅寺の台所で炊事を司る<sup>てんぞ</sup>典座を取り上げ、炊事にも修行の大切な意味を見出しています。そして坐禅とともに日々の一つひとつの行いもないがしろにせず、精一杯努め、活かすことを強調しています。

このように本学では心を整え、自己を確立していく「正念」と実践的な学びを説く「行学一如」を教育の根本としています。

人間健康学部では、「幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成すること」(学則第4条)を教育の目的としています。皆さんも本学の教育の原点にこの建学の精神と教育の目的があることを確認していただきたいと思います。

# —ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）—

## 1. 駒沢女子大学のディプロマ・ポリシー

駒沢女子大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的としています（学則第1条）。

駒沢女子大学は、教育の理念（知性と理性を備えた心豊かな女性の育成）に基づき、以下のような資質・能力の養成を教育目標として掲げています（学則第1条の3）。

1. 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
2. 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
3. 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
4. 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

駒沢女子大学は、教育の目的、目標に則して編成された4年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とします。

## 2. 学部・学科のディプロマ・ポリシー

### 人間健康学部

駒沢女子大学人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を育成することを目的としています（学則第4条の3の(7)）。

人間健康学部はその目的を達成するために、健康栄養学科を置いています（学則第4条の2）。

駒沢女子大学人間健康学部は、教育の目的に則して編成された4年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とします。

### 健康栄養学科

健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的としています（学則第4条の3の(8)）。その目的を達成するために、健康栄養学科は、専門教育科目を通じて以下の資質・能力を養成することを教育目標としています。

1. 人間と社会に関する広汎な知識と、他者から信頼される人間性の養成
2. 栄養に係わる職場で役立つ日本語運用能力やプレゼンテーション力と、職業を通して自らの存在を高めていくこととする社会性の養成
3. 健康と栄養に関する専門的な知識と、実地の分析に基づいて的確に判断する能力の養成
4. 栄養管理、栄養指導や保健指導などを確実に実行する技術力と、計画性をもって自らの意志を実現につなげていく実践力の養成

健康栄養学科学修到達度確認表

教育目標	学修指針	レベル4 (秀)	レベル3 (優)	レベル2 (良)	レベル1 (可)
人間と社会に関する広汎な知識と、他者から信頼される人間性の養成 DP 1	教養力	人文・社会・自然科学に関する多角的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、自らの問題として考えることができる。	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、問題点を指摘することができる。	人文・社会・自然科学の内容について、自分の知っていることを述べるることができる。
	人間性	管理栄養士のあり方を踏まえて広く人間存在について考察し、より良い自己の実現を実践することができる。	管理栄養士のあり方について問題点を指摘し、より良い自己を実現するために努力することができる。	管理栄養士のあり方について自分なりのポリシーを持ち、自己を律することができる。	管理栄養士としてのあり方に沿ったルールやマナーを尊重することができる。
栄養に係わる職場で役立つ日本語運用能力やプレゼンテーション力と、職業を通して自らの存在を高めていくこととする社会性の養成 DP 2	コミュニケーション力	論理的で説得力のある口頭発表ができ、明晰な文章を書くことができる。	形式に沿った口頭発表ができ、わかりやすい文章を書くことができる。	得た情報を整理し、自らの考えをわかりやすく説明することができる。	正しく情報を受け止め、人前で物事の簡単な説明ができる。
	社会性	管理栄養士の社会的責務を把握し、自立した社会人にふさわしい責任感を持って共同作業に従事することができる。	管理栄養士の社会的責務を説明ことができ、他者とスムーズに共同作業を行うことができる。	管理栄養士の社会的責務を一通り説明ことができ、共同作業に加わることができる。	管理栄養士の社会的責務に関してある程度説明することができる。
健康と栄養に関する専門的な知識と、実地の分析に基づいて的確に判断する能力の養成 DP 3	専門力	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理し、根拠をもとに新しい視点で結論を導き出すことができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理した上で根拠を示しつつ考察することができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理することができる。	専攻するテーマについて、情報を集めることができる。
	判断力	先行研究について論理的に批判し、その批判から新しい独自の考えを育てていくことができる。	先行研究について、その反証となる事例を挙げつつ、論理的に批判することができる。	先行研究について、論理的に矛盾点を見出し批判することができる。	先行研究について批判的に対することができる。
栄養管理、栄養指導や保健指導などを確実に行える技術力と、計画性をもって自らの意志を実現につなげていく実践力の養成 DP 4	技術力	専攻する研究対象について、独自の分析方法を確立し、説得力のある結論を発表することができる。	専攻する研究対象について、複数の分析方法を組み合わせて解決を探ることができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を用いて結果をまとめることができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を持つことができる。
	実践力	自ら課題を見出すことができ、自分なりの方法論を駆使して、計画的に解決にまで導くことができる。	自ら課題を見出すことができ、それらの解決に向けて成果をあげることができる。	与えられた課題に取り組み、ほぼ十分な成果をあげることができる。	与えられた課題に取り組み、ある程度の成果をあげることができる。

## 1. 駒沢女子大学のカリキュラム・ポリシー

駒沢女子大学は、系統的な学修が行えるように配慮し、ディプロマ・ポリシーとして掲げる4つの教育目標のうち、(1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成、(2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成を達成するために、「教養教育科目（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）」、(3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成、(4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成を達成するために、「専門教育科目（人間総合学群・人間健康学部）」「専門基礎科目・専門科目（看護学部）」の枠を設定しています（人間総合学群カリキュラムツリー・人間健康学部・看護学部カリキュラムツリー）。

駒沢女子大学では、これらの教育目標が十全に達成されることを目的として、全学的にテラーメイド教育を実践し、以下のような教育方法を取り入れています。

1. 担任制度・アドバイザー制度
2. 少人数授業
3. 学修ポートフォリオ
4. 駒沢女子大学教科書シリーズ（授業内容に即した教科書の作成）
5. 授業録画
6. 再試験制度
7. 学修支援センターの設置
8. 組織的、効果的な教育が実行できる機関の設置

また、教育目標の達成度を確認するための評価基準（学修到達度確認表）、各科目がどのような力を育成することを主な目的としているかを示す学修指針（カリキュラムマップ）を用意しています。

## 2. 学部・学科のカリキュラム・ポリシー

### 人間健康学部

駒沢女子大学人間健康学部は、教養教育科目と専門教育科目の枠を設け、全学ディプロマ・ポリシーで掲げている4つの教育目標を達成するために必要なカリキュラムと教育方法を用意しています（人間健康学部カリキュラムツリー・人間健康学部教養教育科目カリキュラムマップ参照）。

### 健康栄養学科

健康栄養学科は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目標を達成するために、次のようなカリキュラム編成と授業を行います（健康栄養学科カリキュラムマップ参照）。

#### （教育内容）

1. 栄養士・管理栄養士としての社会的責務を果たすことができるようにカリキュラムを作成しています。
2. 社会人に求められる幅広い教養とコミュニケーション力を養うために、教養教育科目を設けています。
3. 栄養士・管理栄養士に必要とされる専門的な知識及び技術を修得するために専門基礎科目と専門科目を設けています。

#### （教育方法）

1. 豊富な実験・実習科目によって講義で学んだ知識を確認し、また、技術を修得します。
2. 学外の施設で行う臨地実習によって、応用力や実践力を養います。
3. 総合演習によって専門科目間の連携を図り、体系的な知識の修得を実現します。

#### （評価方法）

1. 2年終了時に、基礎レベルが修得できているかについて各種「学修到達度確認表」を用いて評価します。
2. 4年次の総合演習で複数回行う筆記試験によって、専門基礎科目および専門科目の学習効果を高めます。
3. 4年終了時に、卒業にふさわしい学習成果を得られたかについて各種「学修到達度確認表」を用いて評価します。

# — アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針） —

## 1. 駒沢女子大学のアドミッション・ポリシー

駒沢女子大学は、建学の精神、教育の理念を理解し、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定める教育を受けるために求められる基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性を身につけている人を求めます。そのために多様な受験生に対応する入学者選抜を用意し、多面的かつ総合的な選抜を適正に実施します。

## 2. 学部・学科のアドミッション・ポリシー

### 人間健康学部

人間健康学部では、次のような学生を求めます。

1. 栄養、食品、健康、福祉、医療、保健についての幅広い関心をもつ人
2. 人々の健康の維持増進に貢献したいという意欲をもつ人
3. 本学部での学びに必要な基礎的な知識・技能および学習習慣を身につけている人
4. 協調性をもち、他者と円滑なコミュニケーションをとることができる人

### 健康栄養学科

健康栄養学科では、次のような学生を求めます。

1. 栄養士・管理栄養士の業務を理解し、社会貢献の意欲をもつ人
2. 栄養士・管理栄養士に求められる専門的な知識や技術を積極的に修得しようとする、強い学習意欲をもつ人
3. 協調性をもち、実験・実習等のグループワークに主体的かつ積極的に取り組むことができる人
4. 管理栄養士免許の取得を目指して、地道な努力が続けられる人

# アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）

駒沢女子大学は、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）等の妥当性の検証を目的として、また、①学生の学修の質を高めるため、②教員の教育改善を促すため、③社会に対する説明責任を果たすために、学修成果の評価・検証を恒常的に行います。結果については、適宜概要を公表するとともに、学生にフィードバックします。

使用する評価指標は、1. 大学、2. 教育課程（学位）、3. 授業科目の各レベル、及び、A. 入学前・入学直後（アドミッション・ポリシーに比して弱点が無いかどうか）、B. 在学中（カリキュラム・ポリシーに沿った学修内容であるか否か）、C. 卒業時・卒業後（ディプロマ・ポリシーを満たす人材であるか否か）、の9枠に分けて管理しています（下表参照）。

学修成果の評価・検証を行うための指標一覧表

	A 入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)	B 在学中 (カリキュラム・ポリシー)	C 卒業時・卒業後 (ディプロマ・ポリシー)
1. 機関（大学）レベル (全学 3P)	・ 入学者選抜結果 ・ 基礎学力テスト	・ 休学率 ・ 退学率等 ・ スチューデントプロフィール ・ 学修到達度確認調査	・ 卒業（学位授与）率 ・ 就職率、進学率 ・ 卒業年次アンケート ・ 卒業後追跡アンケート
2. 学位（教育課程）レベル (学群・学類・専攻 3P) (学部・学科 3P)	・ 入学者選抜結果 ・ 調査書等の記載内容 ・ 学生調査票	・ GPA ・ 休学復学状況 ・ 退学状況等 ・ 単位修得状況 ・ 基礎学力テスト ・ スチューデントプロフィール ・ 学修到達度確認調査 ・ 外部機関試験	・ GPA ・ 学位授与数 ・ 国家試験合格状況 ・ 免許資格等取得状況 ・ 卒業認定評価 ・ 卒業年次アンケート
3. 授業科目レベル (講義・実技・演習)	・ 英語クラス分けテスト	・ 成績評価 ・ 出欠状況 ・ 授業評価アンケート ・ 学生自己評価 ・ 学修ポートフォリオ	

(学群・学部により、実施しないものを含む)

※ 3P とは、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の3つのポリシーのことを指します。

## 1. 機関（大学）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、機関（大学）レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

### 【入学前・入学直後】

- (1) 入学者選抜結果：各種入学者選抜により、AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。
- (2) 基礎学力テスト：入学後の学修のために必要な基礎学力の評価と弱点補強指導を全学規模で行います。

### 【在学中】

- (1) 休学率：全学の休学状況、休学内容の検証と分析を年2回行い、休学率を公表します。
- (2) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。
- (3) 学修到達度確認調査：全学 DP に掲げる能力（教養力・人間性・コミュニケーション力・社会性・専門力・判断力・技術力・実践力）の到達目標を測るために、学生は、学修到達度確認表等を用い自己評価を行い、また、担当教員は学生の自己評価結果を確認します。

### 【卒業時・卒業後】

- (1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価と検証を実施し公表します。
- (2) 就職率・進学率：就職・進学状況全般に関する検証と分析を実施し公表します。
- (3) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケート調査を実施し、結果を検証、分析します。
- (4) 卒業後追跡アンケート：就職先の企業等に対する雇用者アンケートを適宜実施します。

## 2. 教育課程（学位）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、教育課程（学位）レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

### 【入学前・入学直後】

- (1) 入学者選抜結果：一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・学校推薦型選抜（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、総合型選抜（人間総合学群・人間健康学部）等により、学群・各学部の AP に比して弱点がないかどうかを判定します。
- (2) 調査書等の記載内容：人間総合学群・人間健康学部・看護学部、各 AP のなかで、数値化の難しい事項を判定する際に参照することがあります。
- (3) 学生調査票：人間総合学群・人間健康学部・看護学部学生の入学当初の学修環境を知るための参考資料とします。

### 【在学中】

- (1) GPA：GPA を用い、学修到達度確認表に基づいた成績情報の掌握と分析を行い、学群・学類・専攻、各学部・各学科の CP（教育内容・教育方法・評価方法）、及び、カリキュラムマップの適切性を評価・検証します。
- (2) 休学復学状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、休学復学状況、休学内容の検証と分析を年 2 回行います。
- (3) 退学状況等：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、退学、除籍、停学等の状況と内容の検証、分析を行います。
- (4) 単位修得状況：スチューデントプロフィール等を用い、学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各学生の単位修得状況を学期修了毎に把握します。
- (5) 基礎学力テスト：2 年次以降の学生に対して、学修のために必要な基礎学力の評価を、学群・学類・専攻、学部・学科単位で行います。
- (6) 学修到達度確認調査：学群・学類・専攻、学部・学科 DP に掲げる能力の到達目標を測るために、学生は、学修到達度確認表等を用い自己評価を行い、また、担任・アドバイザーは学生の自己評価結果を確認します。
- (7) 外部機関試験：外部機関が主催する実力認定試験等を用い、知識の修得度を測ります。

### 【卒業時・卒業後】

- (1) GPA：GPA を使用して、卒業判定、本山賞、卒業生代表謝辞候補者の判定を行います。
- (2) 学位授与数：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、学位授与数を把握し、公表します。
- (3) 国家試験合格状況：人間健康学部（健康栄養学科）、看護学部（看護学科）は、国家試験合格状況を把握し、公表します。
- (4) 免許・資格等取得状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各種免許、資格、検定等の取得状況を把握し、検証と分析を行います。
- (5) 卒業認定評価：学群・学類・専攻、学部・学科（学位単位）の CP で定められた評価方法、及び学修到達度確認表を使い、DP に掲げる能力が達成されているか否かを判定します。
- (6) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケートを行い、学群・学類・専攻、学部・学科単位の検証を行ったうえで、分析結果を在学生に公表、反映します。



### 3. 授業科目レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子大学は、授業科目レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

#### 【入学前・入学時】

- (1) 英語クラス分けテスト：必修英語については、事前に英語クラス分けテストを実施し、学力レベルに応じた授業を行います。(学群・学部により、実施しない場合も含む)

#### 【在学中】

- (1) 成績評価：教員は、シラバスの記載内容に基づき、また GPA バランスを考慮しながら成績評価を行います。
- (2) 出欠状況：授業単位で出欠席状況を管理します。全 15 回の出席が単位修得条件となっている授業科目もあります。
- (3) 授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを、原則として全科目で実施し、教育改善に役立てます。結果は、定められた方法で公表します。
- (4) 学生自己評価：各授業が選んだ DP で規定される身に付けるべき能力（学修指針）、及びシラバスに記載された到達目標について、学生自身がどの程度達成したかを自己評価し、その結果を授業改善に役立てます。
- (5) 学修ポートフォリオ：学生は学修ポートフォリオを使い学修履歴を適宜確認します。

駒沢女子大学 アセスメント・ポリシー マップ

	A 入学前・入学直後（アドミッション・ポリシーを満たしているか否か）	B 在学中（カリキュラム・ポリシーに沿った学修内容であるか否か）	C 卒業時・卒業後（ディプロマ・ポリシーを満たす人材であるか否か）
1 機関（大学） レベル	<p>(1) 入学者選抜結果：各種入学者選抜により、AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。</p> <p>(2) 基礎学力テスト：入学後の学修のために必要な基礎学力の評価と弱点補強指導を全学規模で行います。</p>	<p>(1) 休学率：全学の休学状況、休学内容の検証と分析を年2回行い、休学率を公表します。</p> <p>(2) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。</p> <p>(3) 学修到達度確認調査：全学 DP に掲げる能力（教養力・人間性・コミュニケーション力・社会性・専門力・判断力・技術力・実践力）の到達目標を測るために、学生は1年に一度、学修到達度確認表を用い自己評価を行い、また、担当教員は学生の自己評価結果を確認します。</p>	<p>(1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価と検証を実施し公表します。</p> <p>(2) 就職率・進学率：就職・進学状況全般に関する検証と分析を実施し公表します。</p> <p>(3) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケート調査を実施し、結果を検証、分析します。</p> <p>(4) 卒業後追跡アンケート：就職先の企業等に対する雇用者アンケートを適宜実施します。</p>
2 学位（教育課程） レベル	<p>(1) 入学者選抜結果：一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・学校推薦型選抜（人間総合学群・人間健康学部・看護学部）、総合型選抜（人間総合学群・人間健康学部）により、学群・各学部の AP に比して弱点が無いかどうかを判定します。</p> <p>(2) 調査書等の記載内容：人間総合学群・人間健康学部・看護学部、各 AP のなかで、数値化の難しい事項を判定する際に参照することがあります。</p> <p>(3) 学生調査票：人間総合学群・人間健康学部・看護学部学生の入学当初の学習環境を知るための参考資料とします。</p>	<p>(1) GPA：GPA を用い、学修到達度確認表に基づいた成績情報の把握と分析を行い、学群・学類・専攻、各学部・各学科の CP（教育内容・教育方法・評価方法）、及び、カリキュラムマップの適切性を評価・検証します。</p> <p>(2) 休学復学状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、休学復学状況、休学内容の検証と分析を年2回行います。</p> <p>(3) 退学状況等：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、退学、除籍、停学等の状況と内容の検証、分析を行います。</p> <p>(4) 単位修得状況：スチューデントプロフィール等を用い、学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各学生の単位修得状況を学期修了毎に把握します。</p> <p>(5) 基礎学力テスト：2年次以降の学生に対して、学修のために必要な基礎学力の評価を、学群・学類・専攻、学部・学科単位で行います。</p> <p>(6) 学修到達度確認調査：学群・学類・専攻、学部・学科 DP に掲げる能力の到達目標を測るために、学生は1年に一度、学修到達度確認表を用い自己評価を行い、また、担任・アドバイザーは学生の自己評価結果を確認します。</p> <p>(7) 外部機関試験：外部機関が主催する実力認定試験等を用い、知識の修得度を測ります。</p>	<p>(1) GPA：GPA を使用して、卒業判定、本山賞、卒業生代表謝辞候補者の判定を行います。</p> <p>(2) 学位授与数：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、学位授与数を把握し、公表します。</p> <p>(3) 国家試験合格状況：人間健康学部（健康栄養学科）、看護学部（看護学科）は、国家試験合格状況を把握し、公表します。</p> <p>(4) 免許・資格等取得状況：学群・学類・専攻、学部・学科単位で、各種免許、資格、検定等の取得状況を把握し、検証と分析を行います。</p> <p>(5) 卒業認定評価：学群・学類・専攻、学部・学科（学位単位）の CP で定められた評価方法、及び学修到達度確認表を使い、DP に掲げる能力が達成されているか否かを判定します。</p> <p>(6) 卒業年次アンケート：卒業生全員にアンケートを行い、学群・学類・専攻、学部・学科単位の検証を行ったうえで、分析結果を在学生に公表、反映します。</p>
3 授業科目 レベル	<p>(1) 英語クラス分けテスト：必修英語については、事前に英語クラス分けテストを実施し、学力レベルに応じた授業を行います。</p>	<p>(1) 成績評価：教員は、シラバスの記載内容に基づき、また GPA バランスを考慮しながら成績評価を行います。</p> <p>(2) 出欠状況：授業単位で出欠状況を管理します。全15回の出席が単位修得条件となっている授業科目もあります。</p> <p>(3) 授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを、原則として全科目で実施し、教育改善に役立てます。結果は、定められた方法で公表します。</p> <p>(4) 学生自己評価：各授業が選んだ DP で規定される身に付けるべき能力（学修指針）、及びシラバスに記載された到達目標について、学生自身がどの程度達成したかを自己評価し、その結果を授業改善に役立てます。</p> <p>(5) 学修ポートフォリオ：学生は学修ポートフォリオを使い学修履歴を適宜確認します。</p>	

(学群・学部により、実施しないものを含む)



# 大学4年間の 流れ



## 1. 大学4年間の履修内容の流れ

- 1年次      【教養教育科目】、1年次用【専門教育科目】を中心に履修
- 2年次      【専門教育科目】を中心に履修。【教養教育科目】の未修得科目を履修
- 3年次      【専門教育科目】を中心に履修。  
臨地実習Ⅰ（8～9月）、臨地実習Ⅱ（2～3月）
- 4年次      【専門教育科目】のまとめとして総合演習Ⅰ・Ⅱ  
臨地実習Ⅲ・Ⅳ（選択科目）、卒業研究（選択科目）

## 2. 単位制

- (1) 授業科目の履修は単位制をとっています。単位制とは、授業科目を履修し、所定の試験またはレポートなどによる成績評価の結果、合格することにより、各授業科目で定められている単位を修得していく制度です。
- (2) 単位の計算基準は次に示す表のとおりです。

区分	授業時間	自習時間	単位数
講義	2時間×15週	4時間×15週	2単位
演習・実習・実験	2時間×15週	1時間×15週	1単位
実習・実験	3時間×15週 <sup>*</sup>		1単位

<sup>\*</sup>授業は12週または15週で実施します。

## 3. 学期制

本学の授業は、前期・後期の2期に分けて実施されます。

## 4. 授業科目の分類

- (1) 卒業要件による分類
- 必修科目      卒業するために、必ずその単位を修得しなければならない科目
- 選択必修科目      卒業するために、定められた科目群の中から、指定された単位を修得しなければならない科目
- 選択科目      各自が自由に選んで選択・履修でき、卒業に必要な単位として算定される科目

## (2) 科目群による分類

教養教育科目 広い教養や基礎的な学力・技術を学ぶ科目  
教養科目、情報科学科目、言語力育成科目、外国語科目、体育科目、基礎ゼミがある。

専門教育科目

**専門基礎分野** 社会・環境と健康、人体の構造と機能・疾病の成り立ち、食べ物と健康に関する教育内容からなる。

**専門分野** 基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論、総合演習、臨地実習に関する教育内容、臨床心理関連科目およびフードスペシャリスト関連科目からなる。

## (3) 開講時期による分類

授業の開講時期には次の種類があります。

実施時期、期間を理解して受講してください。

通年科目	年間を通して履修する科目（成績評価は年に1回）
半期科目	前期または後期の半年間履修する科目（成績評価は各学期末）
集中講義科目	ある時期集中して講義が行われる科目（夏期・冬期休業期間など）

## 5. 卒業要件

以下の3つの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 卒業に必要な修得単位を修得していること（学則第32条、第33条）。
- (2) 4年以上在学すること（学則第33条）。ただし、修業最低年数は4年間とし、8年を超えて在学することはできない（学則第17条、第18条）。
- (3) 所定の学費を完納していること（学則第44条）。

## 6. 授 業

本学では、1時限の授業時間が90分となっています。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

授業を受けるときは以下のことに注意してください。

- ・遅刻、欠席をしない。
- ・授業中の私語は慎む。
- ・黙って席をはなれない。
- ・携帯電話などの電源は原則 OFF にする。

## 7. 出欠席と出席の重要性

単位を修得するためには 1 授業科目につき、定められた時数の出席が必要になります。なお、実習や忌引、学校感染症で授業を欠席した場合は、公欠扱いとなります。

授業は、教員と学生が直接人間的なふれあいを通して学問する場であり、学生生活の基本となるものです。よって、出席状況は成績評価の重要な要素になります。

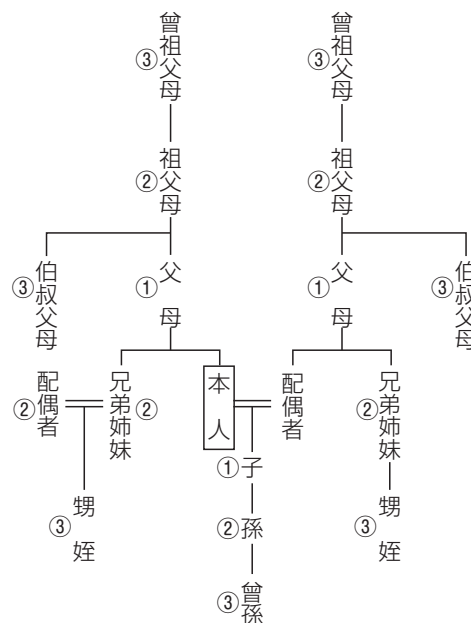
なお、出席状況によっては、定期試験の受験資格がなくなる場合や、定期試験などを受験しても単位を修得できない場合があります。

## 8. 授業の欠席

### (1) 忌引（公欠扱いとなります）

近親者の死去により欠席した場合は、欠席後 1 週間以内に「欠席申告届」に会葬礼状などの書類を添付して教務課に提出してください。

忌引の範囲は次のとおりです。	
①父・母	7日
②祖父母・兄弟姉妹	4日
③おじ・おば、甥・姪など三親等以内の親族	2日
※休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数。	



### (2) 臨地実習（公欠扱いとなります）

「臨地実習公欠届」を各授業担当教員へ提出してください。

### (3) 学校感染症（公欠扱いとなります）

学校保健安全法施行規則に定める感染症にかかった場合は、学内での感染拡大を防ぐために出席停止となります。出席停止期間の授業欠席は公欠の対象となりますので、治癒後、登校可能日から原則 1 週間以内に、必要事項が記入された「学校感染症登校許可書」を教務課へ提出してください。「学校感染症登校許可書」は KOMAJO ポータルよりダウンロードまたは、「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。公欠申請手続きの詳細は、KOMAJO ポータルの掲示を確認してください。

---

学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条より抜粋）

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）および新型インフルエンザ等感染症

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3 日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症（ウイルス性肝炎）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など

(4) 就職活動（原則公欠扱いではありません）

就職活動のために欠席する（した）場合は、原則公欠扱いにはなりません。出欠の扱いについては授業担当教員へ相談してください。

(5) その他やむを得ない事情で欠席する（した）場合は、学生支援課へ相談してください。



## 9. 休 講

担当教員がやむを得ず授業を休む場合は、KOMAJO ポータルおよび電子掲示板により連絡します。

休講の知らせがなく、30分経過しても教員が来ない場合は、教務課に連絡して指示を受けてください。

## 10. 補 講

補講は、休講などにより授業の十分な進捗が得られない場合に行われるもので、正規の授業です。通常は、補講期間(KOMAJO ポータルのスケジュール参照)に実施しますが、それ以外にも行われる場合があるので、つねに掲示を確認してください。

## 11. 学生による授業評価

本学では、よりよい授業の実施のため、学生による授業評価を実施しています。

評価は科目ごとのアンケート形式で、期間を定めてKOMAJO ポータルを通じて実施しています。自由記述欄には授業の良かった点や意見、要望などについて記述してください。

アンケートは無記名方式で行うので、個人が特定されることや、成績などの評価に反映されることは一切ありません。あなたの感じたことを率直に答えてください。

## 12. 授業科目履修上の注意

### 配当年次

本学の授業科目は、それぞれ学年配当によって履修すべき学年が記されています。これは学修を最も効果的に行えるように配慮されているためです。したがって、指定された学年までにそれらの授業科目を履修することが望ましいです。また、下級学年において上級学年の配当科目の履修は認められません。

### 段階の科目

段階の科目とは、前提となる科目の単位取得がその科目の履修の条件となる科目です。たとえば、Ⅰを修得できなければⅡを履修できず、Ⅱを修得できなければⅢを履修できず、Ⅲを修得できなければⅣを履修することのできない科目のことをいいます。

段階の科目であるかどうかは、担当教員に確認してください。

ただし、段階の科目でありながら、特例として英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、前期にⅠまたはⅢを修得できなくても、後期にⅡまたはⅣを履修することができます。

### 履修制限

科目によっては、設備や教育効果などを考慮し、1クラスあたりの履修人数が制限されているものがあるので、シラバスなどで確認してください。また、履修人数が極端に多くなった講義などにおいても履修制限を行う場合があります。履修したい科目の開講初日の授業は、必ず出席してください。

## 卒業所要単位に含まれない科目

地域包括ケア論、食品加工学、食品機能論、スポーツ栄養学、臨地実習Ⅲ・Ⅳ、フードスペシャリスト論、フードコーディネーター論、官能評価論、食品流通論、臨床心理学演習および卒業研究は、卒業所要単位（124単位）に含まれません。

## 13. 成績評価

### (1) 成績評価基準

履修した授業科目の成績評価は、試験（筆記試験、論文レポート、口述試験、実技試験など）により行います。

成績評価（点数）については次の表によります。

評価（点数）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績評価	秀	優	良	可	不可
単位認定	合格				不合格

### (2) 成績評価の通知

成績評価は成績通知書の郵送により通知します。また同時に、KOMAJOポータル情報の情報も更新します。なお、成績証明書には、「不可」（59点以下）の科目は記載されません。

### (3) 成績評価に関する質問および異議申し立て

成績評価に関する質問や異議申し立てを行いたい場合は、教務課にある「成績評価に関する質問票」に必要事項を記入し、以下の期間内に教務課に提出してください。これにより、科目担当教員に評価の内容について、確認することができます。ただし、以下の期間を超えた「成績評価に関する質問票」の提出は認められません。

前期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から前期の学期末まで

後期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から後期の学期末まで

4年生は、上記公開日を含む2日間

### (4) 単位修得のための必須条件

単位を修得するためには、以下の2つの条件を満たすことが必要です。

1. 出席が授業回数の2/3以上であること
2. 履修した授業科目の成績評価が可（60点）以上であること

(5) GPA 制度について

1. GPA (Grade Point Average) とは

GPA は、個々の学生の学修到達度をはかる指標となる数値で、5 段階成績評価による科目の成績を数値化したうえで、履修した科目 1 単位あたりの平均点を求めたものです (注)。

本学では、この GPA により、学生自身が現在の学修達成度を的確に把握すること、科目の履修にあたって主体的に目標を設定すること、学期の終わりにその到達度をチェックすることを目的に導入しています。

区分	成績評価	点数	Grade Point	評価内容
合格	秀	100 ~ 90 点	4	特に優れている
	優	89 ~ 80 点	3	優れている
	良	79 ~ 70 点	2	妥当と認める
	可	69 ~ 60 点	1	合格点と認める最低限度
不合格 (再履修)	不可	59 ~ 0 点	0	合格と認められない
	定期試験欠席		0	
	出席不足		0	

(注) GPA の計算式

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{秀の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{良の修得単位数} + 1 \times \text{可の修得単位数})}{\text{総履修登録単位数 (不可の単位数を含む)}}$$

GPA の値	評価	内容
4.0 ~ 3.0	秀評価~優評価を平均的に修得	非常に優秀
2.9 ~ 2.0	優評価~良評価を平均的に修得	問題はない
1.9 ~ 1.0	良評価~可評価を平均的に修得	問題のある科目が多い
0.9 ~	不合格の割合が多い	改善のための努力が必要

2. GPA 対象科目

GPA の対象科目は、卒業所要単位となる全科目です (ただし、認定科目の一部を除く)。

3. 成績通知書および成績証明書への GPA 記載

成績通知書および成績証明書に記載される GPA は以下のとおりです。

- ①成績通知書……学期 GPA、通算 GPA、その他 (GPA 履歴) を記載
- ②成績証明書……希望者のみ、通算 GPA を記載 (GPA の算出には不合格科目を含めるが、不合格科目名称は成績証明書に記載されない)

学期 GPA とは、当該学期に評価された科目の GPA を指します。

通算 GPA とは、過去に評価された科目を含め、それまでに評価された科目の GPA を指します。

4. GPA の利用

以下のような場合に、GPA の値を利用することがあります。

- ①学生に対する個別の学習指導
- ②卒業時の成績優秀者表彰
- ③奨学金や授業料免除の選定
- ④大学院入試の選抜基準

## 14. 試験

試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験、再試験に分けられます。

定期試験	学期末の定期試験期間中に行われる試験
臨時試験	学期途中で行う試験
追試験	傷病、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者に対して行う試験
再試験	履修中の科目で不合格となった者や、追試験に該当しない定期試験欠席者のうち、再試験を受験する資格があると担当教員が認めた者を対象に行う試験

### (1) 受験資格

試験を受験するためには、以下の2つの条件を満たしていることが必要です。

- ①履修登録期間に、履修科目の登録をしていること。
- ②授業回数の2/3以上出席していること。

### (2) 定期試験

学期末に、定期試験として筆記試験、レポート提出、課題提出などを行います。

#### 1. 定期試験期間

「定期試験実施内容と流れ」を参照してください。

#### 2. 定期試験時間割

- ①試験時間割、試験教室などは、指定した期日に KOMAJO ポータルおよび掲示で発表します。
- ②掲示の内容は変更する場合がありますので、試験実施当日まで掲示をよく確認してください。
- ③定期試験の時間割は平常の授業時間と教室が異なるので注意してください。
- ④試験時間は原則として60分です。

定期試験試験時間			
1時限目	9:00～10:00	4時限目	13:20～14:20
2時限目	10:20～11:20	5時限目	14:40～15:40
3時限目	11:40～12:40	6時限目	16:00～17:00

※定期試験・再試験・追試験実施期間は、時間に余裕をもって登校してください。

#### 3. 定期試験受験についての諸注意

- ①履修登録した科目に限り、受験することができます。
- ②試験開始時間の5分前に着席し、試験監督の指示に従ってください。
- ③試験は指定された場所で受験してください。
- ④3人掛用机は、両端（真中の列は着席不可）に着席し、2人掛用机は左側のみに着席してください。  
10-11 教室、2-309 教室はピンク色の印が付いている座席にのみ着席し、遅刻者が着席しやすいよう通路側を空けて内側より着席してください。  
座席に指定がある場合は教室入口に掲示してある指定通りに着席してください。

- ⑤受験の際は、学生証を写真の面を上にして机の上に提示してください。学生証を忘れた学生は、教務課で「受験票発行願」の手続き（当日のみ有効、費用1,000円）を行い受験票の交付を受けてください。
- ⑥所持品の管理は各自で行い、特に答案用紙提出時に注意してください。
- ⑦携帯電話の電源を切り、バッグにしまってください。試験中に呼び出しがあった場合、不正行為とみなす場合があります。時計機能付の携帯電話などの時計としての使用も認めません。腕時計型端末は電源を切り、バッグにしまってください。
- ⑧遅刻は試験開始時間より20分までとし、試験開始20分を経過した後は入室できません。また、遅刻にともなう試験時間の延長はしません。
- ⑨試験開始後30分を過ぎるまでは退室できません。退室する場合は静かに身支度し答案を必ず提出してください。また一度退室した学生の再入室および提出した答案の再請求は認められません。
- ⑩試験中は指定されている持込資料以外はバッグにしまってください。必要な鉛筆（シャープペンシル）・消しゴム・定規はふで箱から取り出し、ふで箱はバッグにしまってください。指定されている資料以外を机に出している場合（携帯電話を含む）は、不正行為とみなされます。
- ⑪質問などのある者は、静かに手を挙げて試験監督に知らせてください。
- ⑫学生は監督者の指示に従い、一切の私語は禁止します。教室において監督者の指示に従わない者には、直ちに退室を命じ、相応の処罰をすることがあります。
- ⑬不正行為と疑われるような行為は慎んでください。それと疑われる行為と見咎められた場合は、不正行為を行ったものと見なし、試験を無効にします。
- ⑭試験中に万一不正行為があった場合は、本学学則第40条の規定により処罰します。

#### 4. レポート提出・課題提出

定期試験としてレポートや課題を課すことがあります。提出日・提出場所は定期試験時間割で確認してください。科目により、定期試験期間以外の期間（講義内）でレポートや課題を提出することもあります。

##### 【定期試験期間中のレポート提出について】

- ①原則として本人提出とします。
- ②表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、学科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ③定期試験時間内のレポート提出については、試験の時間割発表で指定する教室で行い、試験開始後30分以内とします。正当な理由がある場合を除いて、指定された教室および時間以外に提出することはできません。
- ④試験開始後30分を過ぎた場合は、試験当日に限り教務課に提出することができます。ただしこの場合レポート提出遅刻者という扱いとなり、成績評価をしない場合もあります（科目担当教員の指示により、一切受理しない場合もあります）。試験当日を過ぎた場合は、正当な理由がある場合を除いて、教務課では受理しません。
- ⑤他の科目の筆記試験とレポート提出の時間が重なる場合は、上記に該当せず、筆記試験を優先的に受験し、直後の休み時間に教務課へ提出してください。ただし、その時間を過ぎると、④と同様、レポート提出遅刻者という扱いをし、成績評価をしない場合もあります。

### 【教務課でのレポート提出について】

- ①表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、学科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ②教務課にある「レポート提出票」に必要事項を記入し添えてください。
- ③本人による提出でない場合、および、郵送による提出は、原則受理しません。
- ④特に記載方法を指定する場合には掲示により連絡するので指示に従ってください。
- ⑤一度提出されたレポートはいかなる理由があっても返却しません。

### 【講義内でのレポート提出について】

すべて科目担当教員の指示に従い提出してください。担当教員からの指示がない場合、教務課では受理できませんので、注意してください。

### 5. 交通機関の遅延について

バスの遅延による遅刻は、いかなる場合も追試験に該当しません。鉄道の遅延にあった場合は、以下の要領で対応してください。

- ・試験教室への到着が筆記試験開始後 20 分（レポート提出は 30 分）以内の場合  
直接試験教室に向かい、そのまま受験またはレポートを提出してください。
- ・試験教室への到着が筆記試験開始後 20 分（レポート提出は 30 分）を超える場合  
駅などで発行する遅延証明書（必ず日付と遅延時間が明記されたもの）を、当該試験日当日中に教務課に提出してください。ただし、必ずしも追試験が認められるとは限りません。少々の鉄道の遅延による遅刻や、初めから遅刻入室が想定されるようなケースの場合は、追試験には該当しませんので、試験当日は不測の事態に備えいつもより早く登校してください。

### (3) 臨時試験

学期途中で行う試験です。

### (4) 追試験

傷病、その他やむを得ない理由（表 1）で定期試験を受験できなかった者に対して行う試験です。

ただし、授業の出席状況や試験の欠席理由によっては、申し出たすべての科目の追試験が認められるとは限りません。試験の実施方法には、定期試験に準じて、筆記試験、レポート提出、課題提出などがあります。

#### 1. 追試験期間

「定期試験実施内容と流れ」を参照してください。

#### 2. 追試験時間割

試験時間割、試験教室などは教務課より直接連絡します。

追試験の試験時間は定期試験と同様、原則として 60 分です。

### 3. 追試験受験についての諸注意

- ①追試験受験希望者は定期試験欠席当日または翌日に大学短大事務部に電話で連絡をし、欠席後原則 3 日以内に「欠席届」など必要書類を教務課に提出しなければなりません（表 1 参照）。  
 ※交通機関の遅延により定期試験を欠席した場合は、当該試験日当日中に大学短大事務部に申し出なければなりません。
- ②必修科目の追試験は再試験と同時に実施します。
- ③選択科目の追試験は必修科目の追再試験と同時に実施します。
- ④成績評価は、原則として 89 点以下とします。
- ⑤定期試験期間外に実施した試験を欠席したり、レポートや課題を提出しなかった場合は、追試験の対象となりません。
- ⑥追試験を受験する場合は教務課にある「追試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し、願出しなければなりません。
- ⑦追試験当日は、必ず「追・再試験受験票」と学生証を持参してください（レポート・課題提出も同様）。
- ⑧追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもその後の追試験は実施しません。
- ⑨その他は、定期試験に準じます。

(表 1)

欠席理由	必要書類
傷病	「欠席届」および医師による診断書*（感染症の場合は「学校感染症登校許可書」*） *該当する科目の試験日に受験できない状態であったことが明記され、かつ厳封されているもの。 *感染症の場合は、出席停止となる期間を必ず明記してもらうこと。
忌引（法事は含まない）	「欠席届」および会葬礼状など *父母 7 日、祖父母・兄弟・姉妹 4 日、三親等以内の親族 2 日。休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数
臨地実習など	「欠席届」
交通機関の遅延**	「欠席届」および交通機関発行の遅延証明書* *日付と遅延時間が明記されたもの。 *バスの遅延による遅刻は、いかなる場合も追試験に該当しません。 *少々の鉄道の遅延による遅刻は原則として追試験には該当しません。
その他正当な理由と認められる場合	教務委員会で審議するので、事前に教務課に照会すること。

※診断書は、医師（病院）から学校指定の診断書様式を指定された場合は、KOMAJO ポータルからダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。

※「学校感染症登校許可書」は、学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患した場合にのみ必要です。KOMAJO ポータルよりダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。

※「診断書」や「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。

※交通機関の遅延は、状況により、必ずしも追試験が認められるとは限りません。

### 【追試験受験までの流れ】

- ①追試験受験希望者は、定期試験欠席当日または翌日に大学短大事務部に電話で連絡してください。  
▼
- ②教務課にて「欠席届」に必要事項をすべて記入し、必要書類とともに提出してください。  
▼
- ③追試験に該当するか否かについて、再試験該当科目公開日に教務課より連絡します。  
▼
- ④追試験当日までに「追試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し教務課に提出してください。  
▼
- ⑤教務課の承認印が押印された「追・再試験受験票」を受け取ってください。「追・再試験受験票」は追試験当日必要です。レポート提出、課題提出の場合は、レポート、課題に添付してください。

### (5) 再試験

履修中の科目で不合格となった者や追試験に該当しない（正当な理由がない）定期試験欠席者、遅刻して受験できなかった者のうち、再試験を受験する資格があると担当教員が認めた者を対象に行う試験です。定期試験期間中に試験を実施する・しないに関わらず「再試験」を実施することがあります。試験の実施方法には、定期試験に準じて、筆記試験、レポート提出、課題提出などがあります。

#### 1. 再試験期間

「定期試験実施内容と流れ」を参照してください。

#### 2. 再試験時間割

再試験該当科目確認日に試験時間割、試験教室などを掲示で発表します。

掲示の内容は変更する場合がありますので、試験実施当日まで掲示をよく確認してください。

再試験の試験時間は定期試験と同様、原則として60分です。

#### 3. 再試験受験についての諸注意

- ①成績評価は、原則として60点以下とします。
- ②定期試験期間外に実施した試験を欠席したり、レポートや課題を提出しなかった場合は、再試験の対象となりません。
- ③再試験を受験する場合は教務課にある「再試験受験願」と「追・再試験受験票」に必要事項を記入し、1教科1,000円の再試験料を添えて願出しなければなりません。支払いは証明書発行機で行ってください。
- ④再試験を欠席した場合、いかなる理由があってもその後の追試験は実施しません。
- ⑤その他は、定期試験に準じます。



#### 4. 再試験事前学習内容、筆記試験範囲、レポート課題、課題の内容などについて

再試験の事前学習内容、筆記試験の範囲やレポート課題、課題内容の詳細は、「再試験実施内容」で掲示により発表しますので、必ず確認するようにしてください。レポート提出日および課題提出日は、再試験期間中になる場合もあるため余裕を持ってレポート課題、課題内容を確認するようにしてください。

#### 【再試験受験までの流れ】

- ① 8月下旬および2月中旬に行われる再試験該当科目確認日で再試験に該当した者は、必要事項を記入した「再試験受験願」および「追・再試験受験票」と、証明書発行機で1科目1,000円を入金した「申込書」をあわせて教務課に提出してください。



- ② 教務課の承認印が押印された「追・再試験受験票」を受け取ってください。「追・再試験受験票」は再試験当日必要です。レポート提出、課題提出の場合は、レポート、課題に添付してください。

#### (6) 不正行為

試験時に万一不正行為のあった場合は、本学学則第40条の規定により処分を行うとともに、教務上の措置をとります。

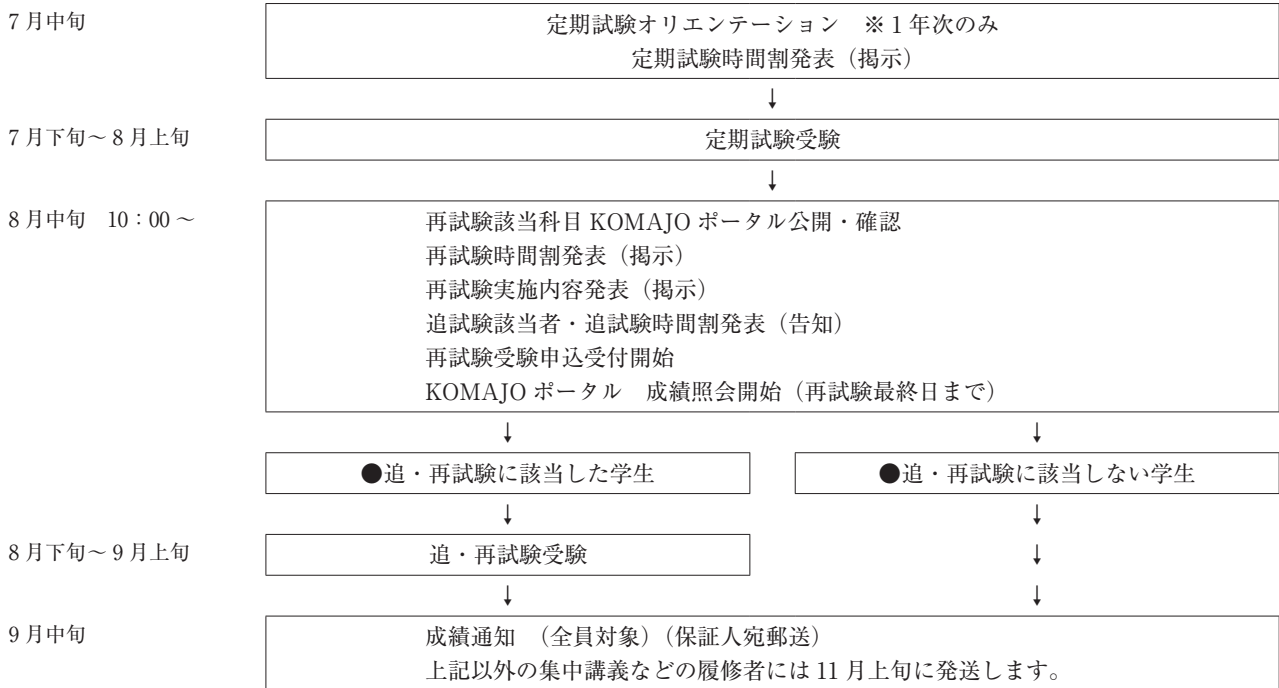
#### (7) 鉄道など運行停止時の定期試験取り扱いについて

交通機関のストライキ（事故・車両故障などは対象としない）、または気象庁より台風、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪などの気象警報が発表された場合は、定期試験時間帯の変更または日程の変更を行うことがあります。変更内容は KOMAJO ポータルにて掲示しますので最終確定情報が掲示されるまでは都度、確認してください。

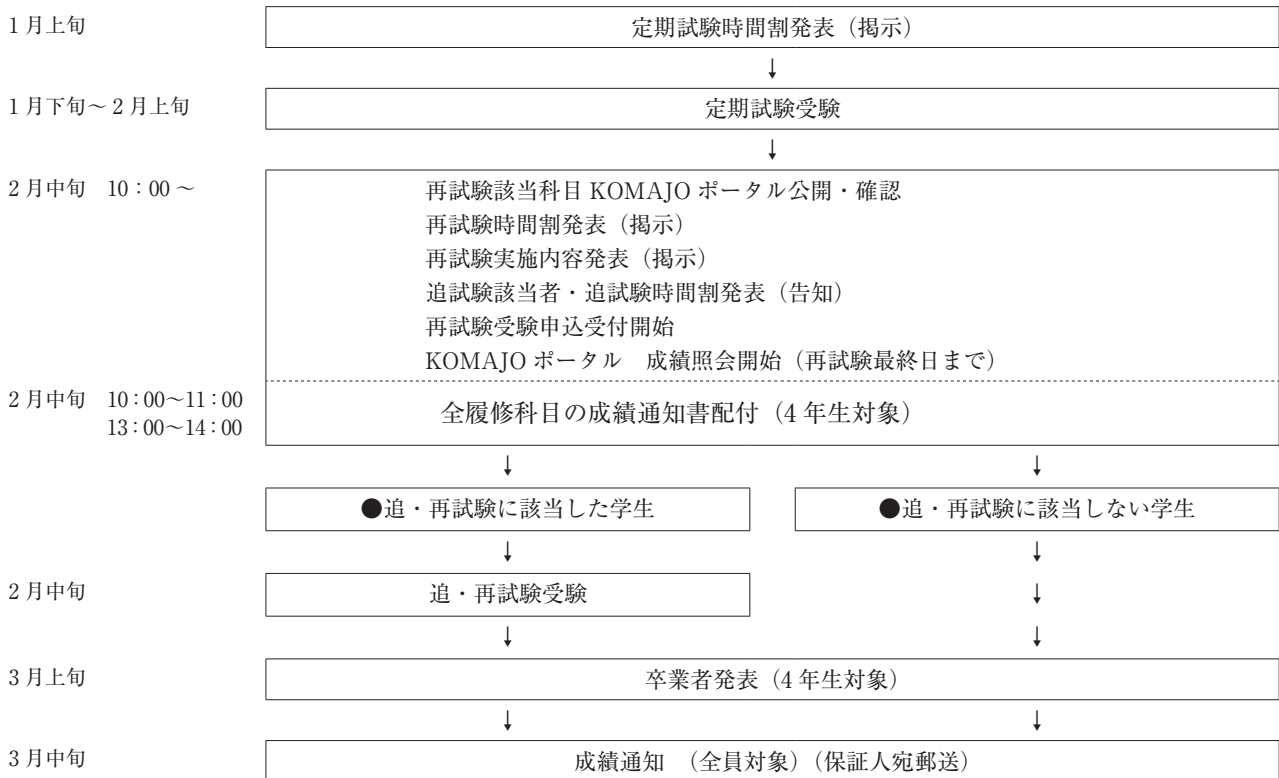
## 定期試験実施内容の流れ（人間健康学部）

※定期試験実施内容に追加・変更などが生じることがあります。  
 関連する掲示などに十分注意して間違いのないよう受験してください。

### 前期定期試験に関するスケジュール



### 後期定期試験に関するスケジュール



## 15. 再履修

- (1) 試験において不合格となった科目は再履修することができます。
- (2) 再履修科目の出席、試験などはすべて新規履修科目と同様です。
- (3) 再履修の必修科目と新規履修の科目が同時に開講された場合、必修科目を優先して履修してください。

## 16. 卒業研究の履修について

卒業研究（選択科目）は最終学年で履修します。詳細については、説明会を行います。

## 17. 臨地実習について

- (1) 本要項は、健康栄養学科で実施される「臨地実習」の運用に関するものです。
- (2) 目的

臨地実習は、実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識および技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識および技能を修得させることを目的とします。

- (3) 組織

健康栄養学科の臨地実習委員会が臨地実習全般にわたる計画の作成、運営を行い、各臨地実習担当教員の指導に伴う業務の補助を行います。

- (4) 臨地実習の単位

「臨地実習Ⅰ」および「臨地実習Ⅱ」を必修科目として各 2 単位の計 4 単位、「臨地実習Ⅲ」を選択科目として 2 単位、「臨地実習Ⅳ」を選択科目として 1 単位とします。

- (5) 臨地実習の期間

1. 臨地実習の期間は、「臨地実習Ⅰ」および「臨地実習Ⅱ」は各 2 週間（90 時間）の計 4 週間（180 時間）、「臨地実習Ⅲ」は 2 週間（90 時間）、「臨地実習Ⅳ」は 1 週間（45 時間）を原則とします。
2. 実習の実施は、「臨地実習Ⅰ」・「臨地実習Ⅱ」は 3 年次通年、「臨地実習Ⅲ」「臨地実習Ⅳ」は 4 年次通年を原則とします。

上記期間以外の実習は、臨地実習委員会で検討し、各授業担当教員が決定します。

- (6) 臨地実習の実施にあたって

1. 臨地実習先は、臨地実習委員会が検討し、各授業担当教員が決定します。
2. 臨地実習を受講するには、大学が指定した保険への加入が必要です。

- (7) 臨地実習受講資格

臨地実習を受講する者は、臨地実習の趣旨・目的を理解し、実習生としての責任を自覚し、実習活動に対して意欲的に取り組む姿勢を持たねばならず、以下の条件を満たすことが必要です。

1. 臨地実習ガイダンス、臨地実習報告会および臨地実習中は、特別の理由がある場合以外は遅刻なく出席すること。
2. 「臨地実習Ⅰ」は原則として次の科目の単位を取得していること。  
給食計画論演習、献立作成演習、給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ、給食経営管理実習
3. 「臨地実習Ⅱ」は臨地実習Ⅰの単位を取得見込であること。

4. 「臨地実習Ⅲ」「臨地実習Ⅳ」は臨地実習Ⅰ・Ⅱの単位を取得見込であること。

ただし、単位取得状況や履修状況によっては、臨地実習委員会で別途検討することもあります。

(8) 実習費用

実習に要する交通費、ワクチン接種費用、食費などは自己負担とします。

## 18. 科目等履修生

本学の卒業生で、特定の科目につき履修を許可されれば、卒業後に科目を履修し単位を修得することができます。希望する場合は、教務課に申し出て、必要な手続きをとってください。ただし最終的な受け入れの可否については、教授会の議を経てから決定します。

(1) 履修可能科目……ゼミおよび実習を除く科目。ただし資格取得についての科目はこの限りではない。

(2) 入 学 時 期……学期の始め

(3) 在 学 期 間……6 か月または1年、更新可

(4) 出 願 期 間……前期：2月下旬、後期：6月下旬

(5) 授 業 料……資格審査料 30,000 円（本学卒業生は免除）

登録料半期 10,000 円、履修料 12,500 円（1 単位あたり）

(6) 必 要 書 類……科目履修願、写真（4 × 3 cm）2 枚、健康診断証明書



# 履修の流れ



## 1. 卒業所要単位

卒業要件を満たすためには、定められた期間内に以下の一覧表による単位を修得しなければなりません。

### 健康栄養学科 2024 年度入学者（1～4 年次）

授業科目群		必修	選択	合計
教養教育科目	教養科目	12 単位	7 単位以上	124 単位以上 (専門教育科目 96 単位以上)
	情報科学科目	1 単位		
	言語力育成科目			
	外国語科目	4 単位		
	体育科目	2 単位		
	基礎ゼミ	2 単位		
専門教育科目	専門基礎科目	42 単位		
	専門科目	54 単位		

- 専門教育科目の選択科目は、卒業所要単位（124 単位）に含まれません。
- 1 学年において履修できる単位数は、46 単位以下です（卒業単位に含まれない科目、および前期に不可となった科目の単位を含む）。

### 【卒業見込証明書の発行について】

以下の条件を満たす場合、4年次4月より発行可能です。

前期履修登録期間中に、後期科目を含めて履修登録を行わなければ、前期に卒業見込証明書の発行はできませんので、注意してください。

- ①在籍期間が、前期にあたっては3年、後期にあたっては3年半を満たすこと（休学期間を除く）。
- ②下表の各発行時期に、発行要件を満たしていること。
- ③授業料などの学納金を納めていること。

発行時期	発行要件
4月	3年次（留年生は前年度末）終了時に93単位以上修得済みであること。
前期履修確定後	前期履修登録期間中に、後期科目も含め卒業必要単位数を充足させる履修登録を行っていること。
前期成績評価公開後	4年次前期の成績が確定した時点で、4年次前期終了時に109単位以上修得済みであれば発行が可能。ただし、4年前期の必修科目を修得できず、留年が確定した場合は、卒業見込証明書の発行を停止。
後期履修確定後	卒業要件を満たした履修登録を完了している場合は、4年次前期成績確定後に109単位以上修得済みでなくても発行可。
後期卒業発表日	卒業判定の結果、卒業が確定していること。

※前期卒業予定者は、前期科目のみで卒業要件を満たした履修登録を完了している場合は、前期履修登録確定後に前期卒業日での卒業見込証明書を発行することができます。



## 2. 取得可能な資格

### (1) 管理栄養士国家試験受験資格

本学科は厚生労働省の設置認可を受けた管理栄養士養成施設です。卒業時に管理栄養士国家試験受験資格に必要な専門教育科目の単位をすべて修得し、かつ卒業要件を満たしている場合には、卒業と同時に管理栄養士国家試験受験資格が得られます。卒業年度の2月下旬～3月上旬に実施される管理栄養士国家試験に合格すると、管理栄養士の資格を取得することができます。

管理栄養士は、病院、福祉施設、学校、保健所、事業所などで、人々の健康を保持増進するための高度な栄養指導や健康管理を行っています。特に病院においては、医師、看護師、薬剤師などとともに行うチーム医療の大切さが認識されている昨今、高度な専門知識をもつ管理栄養士の活躍に期待が集まっています。

なお、健康栄養学科では「国家試験準備室」を設置して、学生の学習をサポートするとともに、管理栄養士国家試験の受験準備をバックアップしています。

### (2) 栄養士

栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者（栄養士法第1条第1項）とされています。本学科は厚生労働省の設置認可を受けた管理栄養士養成施設であると同時に栄養士養成施設でもあります。卒業時に栄養士の資格に必要な専門教育科目の単位をすべて修得し、かつ卒業要件を満たしている場合には、卒業と同時に栄養士の資格が得られます。

栄養士は、学校、給食センター、保育所、事業所、病院などの集団給食施設において給食の計画や献立の作成などを行い、また栄養指導に携わることにより、食生活を通して人々の健康の維持増進や疾病予防に寄与しています。

### (3) フードスペシャリスト資格・専門フードスペシャリスト（食品開発、食品流通・サービス）資格 受験資格

必修科目のほかに、「フードスペシャリスト論」や「フードコーディネーター論」など4科目の単位を修得することにより、受験資格が得られます（卒業後も受験可能）。

3年次および4年次の12月に行われる試験のどちらかに合格すると、卒業と同時にフードスペシャリスト・専門フードスペシャリストの資格を取得することができます。

フードスペシャリストは、豊かで安全かつバランスのとれた「食」を消費者に提案する「食」の専門職です。食品の役割を単に「栄養」としてとらえるだけでなく、「おいしさ」、「楽しさ」、「もてなし」の観点も重視することにより、製造、流通、小売、外食といった食品産業のさまざまなシーンで活躍できます。

### (4) 食品衛生管理者・食品衛生監視員（任用資格）

食品衛生管理者および食品衛生監視員は、いずれも食品衛生法に定められた任用資格です。

食品衛生管理者：乳製品、食肉製品、食品添加物製造、その他製造・加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品や添加物を扱う営業施設において、食品衛生管理者として採用されたとき、資格が生じます。

食品衛生監視員：国家公務員試験あるいは地方公務員試験に合格することにより、厚生労働大臣あるいは都道府県知事または市長が命ずる資格です。空港や港の検疫所、都道府県・政令市の衛生部・保健所などにおいて、輸出入食品や国内で製造・流通される食品の衛生管理についての監視と指導を行います。

別表1-①に示す科目の単位を修得した者には、卒業と同時に食品衛生管理者と食品衛生監視員としての任用資格が与えられます。

#### (5) 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、社会福祉法第18条および第19条においてその資格が定義づけられている任用資格です。必要な単位をすべて修得し卒業要件を満たした場合に、卒業と同時に任用の資格を得ることができます。

本学の学生が社会福祉主事の任用の資格を得るためには、以下の「指定科目」から3科目以上修得することが必要です。

例：人間健康学部の場合：法学、心理学Ⅰ・Ⅱ、社会学Ⅰ・Ⅱ

(注：心理学Ⅰ・Ⅱ、社会学Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生学Ⅰ・Ⅱは、Ⅰ・Ⅱ両方を修得して1科目修得したことになるので、注意すること)

#### 「社会福祉主事任用資格」に関する厚生労働大臣指定科目一覧

	指定科目名称	人間健康学部開講科目		指定科目名称	人間健康学部開講科目
1	社会福祉概論	社会福祉概論	18	法学	法学
2	社会福祉事業史		19	民法	
3	社会福祉援助技術論		20	行政法	
4	社会福祉調査論		21	経済学	
5	社会福祉施設経営論		22	社会政策	
6	社会福祉行政論		23	経済政策	
7	社会保障論		24	心理学	心理学Ⅰ、心理学Ⅱ
8	公的扶助論		25	社会学	社会学Ⅰ、社会学Ⅱ
9	児童福祉論		26	教育学	
10	家庭福祉論		27	倫理学	倫理学
11	保育理論		28	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ、公衆衛生学Ⅱ
12	身体障害者福祉論		29	医学一般	
13	知的障害者福祉論		30	リハビリテーション論	
14	精神障害者保健福祉論		31	看護学	
15	老人福祉論		32	介護概論	
16	医療社会事業論		33	栄養学	基礎栄養学
17	地域福祉論		34	家政学	

**(注意)** 任用資格とは、公務員や企業で採用されたのち、特定の業務に任用されるときに必要な資格で、任用されて初めてその資格を名乗ることができます。したがって、本学の卒業によって自動的に得られる資格ではありません。

社会福祉主事任用資格を示す証明書は発行していません。厚生労働省のホームページに記載のとおり「社会福祉主事任用資格」の証明については、修得済みの科目が記載された成績証明書により証明することができます。

### 3. 授業科目履修の手続き

#### (1) 教務オリエンテーション

単位修得に関するオリエンテーションは各学年の始めに行います。オリエンテーションは学年別に行い、履修方法や登録手続きなどについて具体的な説明をしますので、必ず出席してください。

#### (2) 履修科目の登録

- ①その年度に履修しようとする授業科目のすべてについて、年2回前期・後期の「履修登録期間」内に、KOMAJO ポータルで履修科目の登録をしてください。そして、登録した内容が正しく表示されているか履修確認（履修確定科目公開）日にKOMAJO ポータルで確認してください。
- ②履修登録をしていない授業科目は受講することも試験を受験することもできません。
- ③同一時間内に2教科以上の授業科目を履修することはできません。
- ④一度単位を修得した授業科目を再び履修することはできません。
- ⑤単位を修得することができなかった必修科目は、次年度以降単位が修得できるまで、再度履修（再履修）する必要があります。

#### (3) 履修科目の変更

定められた「履修登録確認期間」に履修科目を変更することができます。登録がもれていた科目を追加したり、登録の必要がなかった科目を削除することができます。

#### (4) 履修科目の取り消し

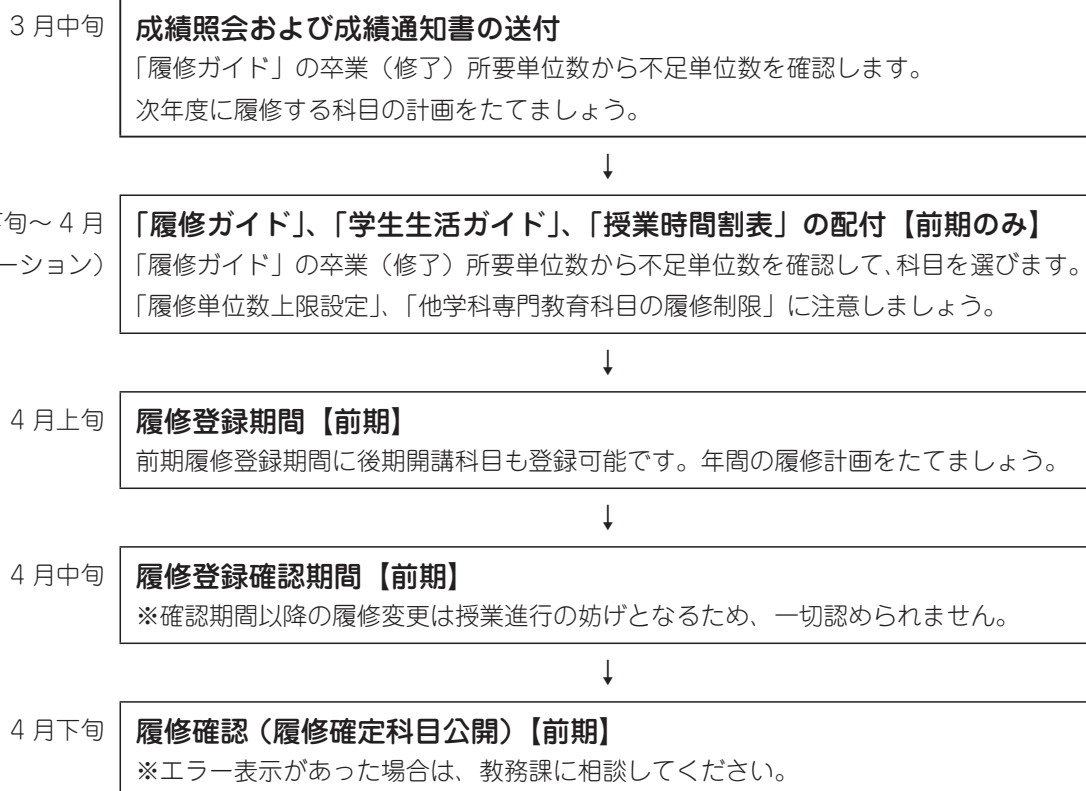
原則として、定められた「履修登録確認期間」以外に、一度登録した科目を取り消すことはできません。履修登録のみ行い、授業に出席しない場合は、半期ごとに郵送される「成績通知書」に「不可」が表示されます。ただし「成績証明書」には、「不可」となった科目は掲載されません。

## 履修登録の流れについて

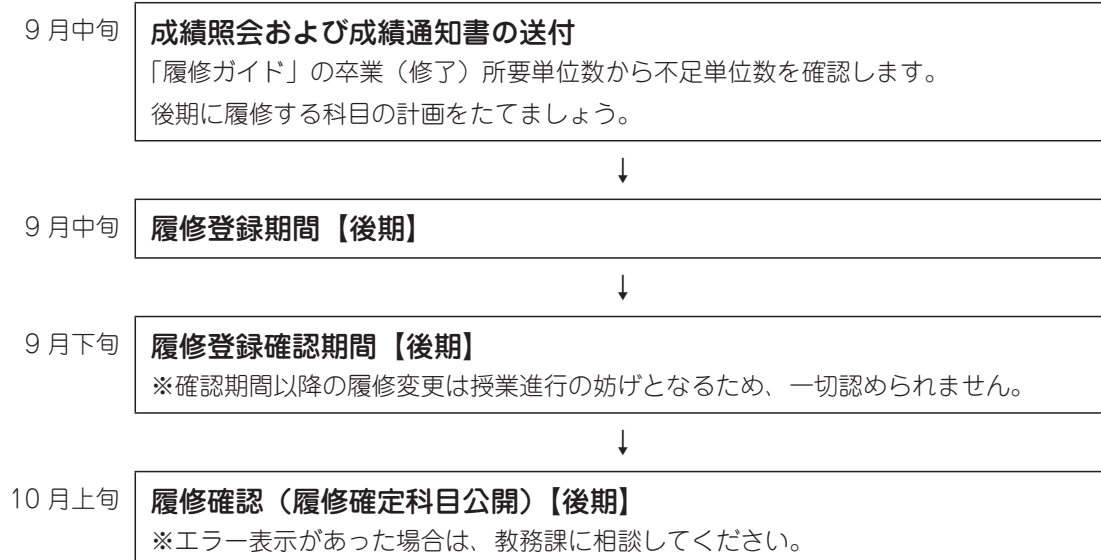
履修登録とは受講科目を各自が登録・決定することをいいます。

KOMAJO ポータルから履修登録しますので操作方法などは KOMAJO ポータルの「学生操作マニュアル」を参照してください。

### 【前期】履修登録スケジュール



### 【後期】履修登録スケジュール



## 4. 科目一覧

### ① 科目一覧表の見方

		①	②	③	④	⑤	⑥
		科目	授業区分	単位	配当年次	フードスペシャリスト 資格要件	履修方法・備考
2024年度入学者用 健康栄養学科専門教育科目2	専門教育科目 専門科目	基礎栄養学	講義	②	1	○	
		基礎栄養学実習	実習・実験	①	2		
		応用栄養学Ⅰ	講義	②	2		
		応用栄養学Ⅱ	講義	②	2		
		応用栄養学Ⅲ	講義	②	3		
		応用栄養学実習	実習・実験	①	3		
		スポーツ栄養学	講義	2	4		卒業所要単位に含まれない
		栄養教育論Ⅰ	講義	②	1		
		栄養教育論Ⅱ	講義	②	2		
		栄養教育論Ⅲ	講義	②	3		
		栄養教育論実習Ⅰ	実習・実験	①	2		
		栄養教育論実習Ⅱ	実習・実験	①	3		
		臨床栄養学概論	講義	②	2		
		臨床栄養管理論	講義	②	4		
		臨床栄養学Ⅰ	講義	②	3		
		臨床栄養学Ⅱ	講義	②	3		
臨床栄養学実習Ⅰ	実習・実験	①	3				

#### ①科目

科目名称が記載されています。

#### ②授業区分

区分が記載されています。

#### ③単位

その科目の単位を修得した際、認定される単位数です。

#### ④配当年次

その学年で学修することが最も効果的と思われる学年が記載されています。

記載の学年より上の学年は、すべて履修することができます。

たとえば、配当年次「1」とは、原則として1年次から履修することが望ましい科目ですが、2年次以上の学生も履修することは可能です。つまり、配当年次「2・3」の科目は、1年次で履修することはできませんが、4年次では履修できるという意味です。

#### ⑤フードスペシャリスト資格要件

フードスペシャリスト資格取得のために必要な科目に○がつけられています。

#### ⑥履修方法・備考

卒業に必要な修得単位数などの説明です。よく読んで履修してください。

② 科目一覧表 目次

教養教育科目	.....	P.39
専門教育科目	.....	P.40～P.41

資格関連科目	●食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する科目	.....	P.42
	●栄養士に関する科目	.....	P.43
	●管理栄養士に関する科目	.....	P.44

2024年度入学者用  
健康栄養学科教養教育科目1

		科 目	授業区分	単 位	配 当 年 次	フーズスペシャリスト 資格要件	履修方法・備考
教養教育科目	教養科目	仏教学Ⅰ	講義	②	1		
		仏教学Ⅱ	講義	②	1		
		日本文学	講義	2	1・2・3・4		
		外国文学	講義	2	1・2・3・4		
		日本の歴史	講義	2	1・2・3・4		
		西洋文化史	講義	2	1・2・3・4		
		心理学Ⅰ	講義	②	1・2・3・4		
		心理学Ⅱ	講義	②	1・2・3・4		
		哲学	講義	2	1・2・3・4		
		人間と思想	講義	2	1・2・3・4		
		倫理学	講義	2	1・2・3・4		
		社会学Ⅰ	講義	2	1・2・3・4		
		社会学Ⅱ	講義	2	1・2・3・4		
		政治学Ⅰ	講義	2	1・2・3・4		
		政治学Ⅱ	講義	2	1・2・3・4		
		法学	講義	2	1・2・3・4		
		生物学Ⅰ	講義	2	1		
		生物学Ⅱ	講義	2	1		
		化学Ⅰ	講義	2	1		
		化学Ⅱ	講義	2	1		
		栄養の基礎Ⅰ	講義	②	1		
		栄養の基礎Ⅱ	講義	②	1		
		統計の基礎	講義	2	1・2		
統計の応用	講義	2	1・2				
情報科学	情報処理	講義	2	1・2			
	コンピュータ演習Ⅰ	演習・実習・実験	①	1・2			
	コンピュータ演習Ⅱ	演習・実習・実験	1	1・2			
言語力	言語表現演習Ⅰ	演習・実習・実験	1	1			
	言語表現演習Ⅱ	演習・実習・実験	1	1			
外国語科目	英語Ⅰ	演習・実習・実験	①	1			
	英語Ⅱ	演習・実習・実験	①	1			
	英語Ⅲ	演習・実習・実験	①	2			
	英語Ⅳ	演習・実習・実験	①	2			
	ドイツ語Ⅰ	演習・実習・実験	1	1・2・3・4			
	ドイツ語Ⅱ	演習・実習・実験	1	1・2・3・4			
	フランス語Ⅰ	演習・実習・実験	1	1・2・3・4			
	フランス語Ⅱ	演習・実習・実験	1	1・2・3・4			
科体育	スポーツⅠ	演習・実習・実験	①	1・2・3・4			
	スポーツⅡ	演習・実習・実験	①	1・2・3・4			
基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ	演習・実習・実験	①	1			
	基礎ゼミⅡ	演習・実習・実験	①	1			

※単位：●数字の科目は必修科目です。

※教養教育科目：必修科目・選択科目をあわせて28単位以上修得すること。

2024年度入学者用  
健康栄養学科専門教育科目1

		科 目	授業区分	単 位	配 当 年 次	フードスペシャリスト 資格要件	履修方法・備考	
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	社会福祉概論	講義	②	4			
		地域包括ケア論	講義	2	4		卒業所要単位に含まれない	
		公衆衛生学Ⅰ	講義	②	3			
		公衆衛生学Ⅱ	講義	②	4			
		健康管理概論	講義	②	1			
		生化学Ⅰ	講義	②	2			
		生化学Ⅱ	講義	②	2			
		生化学実験Ⅰ	実習・実験	①	2			
		生化学実験Ⅱ	実習・実験	①	3			
		解剖生理学	講義	②	1			
		解剖生理学実験	実習・実験	①	2			
		栄養生理学	講義	②	3			
		栄養生理学実験	実習・実験	①	3			
		微生物学	講義	②	2			
		病理学	講義	②	2			
		運動生理学	講義	②	4			
		臨床医学論	講義	②	2			
		食品学Ⅰ	講義	②	1		○	
		食品学Ⅱ	講義	②	1		○	
		食品学実験Ⅰ	実習・実験	①	2		○	
		食品学実験Ⅱ	実習・実験	①	2			
		食品衛生学	講義	②	2		○	
		食品衛生学実験	実習・実験	①	3			
		食品加工学	講義	2	3		選	卒業所要単位に含まれない
		食品機能論	講義	2	4			卒業所要単位に含まれない
		調理学	講義	②	1		○	
		調理学実験	実習・実験	①	3		○	
		調理学実習Ⅰ	実習・実験	①	1		○	
調理学実習Ⅱ	実習・実験	①	2		○			

※単位：●数字の科目は必修科目です。

※専門基礎科目：必修科目42単位を修得すること。



2024年度入学者用  
健康栄養学科専門教育科目2

		科 目	授業区分	単 位	配当 年次	フードスペシャリスト資 格要件	履修方法・備考
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	基礎栄養学	講義	②	1	○	
		基礎栄養学実習	実習・実験	①	2		
		応用栄養学Ⅰ	講義	②	2		
		応用栄養学Ⅱ	講義	②	2		
		応用栄養学Ⅲ	講義	②	3		
		応用栄養学実習	実習・実験	①	3		
		スポーツ栄養学	講義	2	4		卒業所要単位に含まれない
		栄養教育論Ⅰ	講義	②	1		
		栄養教育論Ⅱ	講義	②	2		
		栄養教育論Ⅲ	講義	②	3		
		栄養教育論実習Ⅰ	実習・実験	①	2		
		栄養教育論実習Ⅱ	実習・実験	①	3		
		臨床栄養学概論	講義	②	2		
		臨床栄養管理論	講義	②	4		
		臨床栄養学Ⅰ	講義	②	3		
		臨床栄養学Ⅱ	講義	②	3		
		臨床栄養学実習Ⅰ	実習・実験	①	3		
		臨床栄養学実習Ⅱ	実習・実験	①	3		
		栄養食事療法実習Ⅰ	実習・実験	①	3		
		栄養食事療法実習Ⅱ	実習・実験	①	3		
		公衆栄養学Ⅰ	講義	②	3		
		公衆栄養学Ⅱ	講義	②	3		
		公衆栄養学実習	実習・実験	①	3		
		給食経営管理論Ⅰ	講義	②	2		
		給食経営管理論Ⅱ	講義	②	2		
		給食経営管理実習	実習・実験	①	2		
		給食計画論演習	演習・実習・実験	①	1		
		献立作成演習	演習・実習・実験	①	2		
		総合演習Ⅰ	演習・実習・実験	①	4		
		総合演習Ⅱ	演習・実習・実験	①	4		
		臨地実習Ⅰ	実習・実験	②	3		※注1
		臨地実習Ⅱ	実習・実験	②	3		※注2
		臨地実習Ⅲ	実習・実験	2	4		卒業所要単位に含まれない ※注3
		臨地実習Ⅳ	実習・実験	1	4		卒業所要単位に含まれない ※注3
		フードスペシャリスト論	講義	2	2	○	卒業所要単位に含まれない
		フードコーディネーター論	講義	2	2	○	卒業所要単位に含まれない
官能評価論	講義	2	3	○	卒業所要単位に含まれない		
食品流通論	講義	2	3	○	卒業所要単位に含まれない		
臨床心理学Ⅰ	講義	②	2				
臨床心理学Ⅱ	講義	②	2				
臨床心理学演習	演習・実習・実験	1	3		卒業所要単位に含まれない		
カウンセリング論	講義	②	3				
卒業研究		2	4		卒業所要単位に含まれない		

※単位：●数字の科目は必修科目です。

※専門科目：必修科目54単位を修得すること。

※注1：「臨地実習Ⅰ」は原則として次の科目の単位を取得していることが必要です。詳細は「17.臨地実習について」の項を参照。

給食計画論演習、献立作成演習、給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ、給食経営管理実習

※注2：「臨地実習Ⅱ」は臨地実習Ⅰの単位を取得見込であることが必要です。詳細は「17.臨地実習について」の項を参照。

※注3：「臨地実習Ⅲ」「臨地実習Ⅳ」は臨地実習Ⅰ・Ⅱの単位を取得見込であることが必要です。詳細は「17.臨地実習について」の項を参照。

別表1-① 食品衛生管理者及び食品衛生監視員に関する科目  
2024年度入学者用

食品衛生法に規定する 科目区分	基本科目名	本学の授業科目名	配当年次	必修	選択
A群 化学関係	分析化学	食品学実験Ⅰ	2年	1	
		食品学実験Ⅱ	2年	1	
	無機化学	化学Ⅰ	1年		2
		化学Ⅱ	1年		2
B群 生物化学関係	生物化学	生化学Ⅰ	2年	2	
		生化学Ⅱ	2年	2	
		生化学実験Ⅰ	2年	1	
		生化学実験Ⅱ	3年	1	
	食品化学	食品学Ⅰ	1年	2	
		食品学Ⅱ	1年	2	
		食品機能論	4年		2
	生理学	栄養生理学	3年	2	
		栄養生理学実験	3年	1	
運動生理学		4年	2		
C群 微生物学関係	微生物学	微生物学	2年	2	
	食品製造学	食品加工学	3年		2
D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ	3年	2	
		公衆衛生学Ⅱ	4年	2	
	食品衛生学	食品衛生学	2年	2	
		食品衛生学実験	3年	1	
合計単位数				26	8
A群～D群までそれぞれ1科目以上、22単位以上					
E群 その他の関連科目	病理学	病理学	2年	2	
		医学概論	健康管理概論	1年	2
	解剖学	解剖生理学	1年	2	
		解剖生理学実験	2年	1	
	栄養学	基礎栄養学	1年	2	
		基礎栄養学実習	2年	1	
		応用栄養学Ⅰ	2年	2	
		応用栄養学Ⅱ	2年	2	
応用栄養学Ⅲ		3年	2		
応用栄養学実習	3年	1			
合計単位数				17	0
総単位数				43	8
A群～E群の科目を含めて総単位数を40単位以上履修すること					

別表2-① 栄養士に関する科目

2024年度入学者用

栄養士法施行規則に定める教育内容		講義 又は 演習	実験 又は 実習	本学の授業科目名	講義 又は 演習	実験 又は 実習	必修	配当 年次	備 考	
専門 教育 科目	社会生活と 健康	4 単 位	4 単 位	社会福祉概論	2		2	4		
				公衆衛生学Ⅰ	2		2	3		
	人体の構造と 機能	8 単 位		生化学Ⅰ	2		2	2		
				生化学実験Ⅰ		1	1	2		
				解剖生理学	2		2	1		
				解剖生理学実験		1	1	2		
				栄養生理学	2		2	3		
				運動生理学	2		2	4		
	食品と衛生	6 単 位		食品学Ⅰ	2		2	1		
				食品学Ⅱ	2		2	1		
				食品学実験Ⅰ		1	1	2		
				食品衛生学	2		2	2		
				食品衛生学実験		1	1	3		
	栄養と健康	8 単 位		10 単 位	基礎栄養学	2		2	1	
					基礎栄養学実習		1	1	2	
					応用栄養学Ⅰ	2		2	2	
					臨床栄養学概論	2		2	2	
					臨床栄養管理論	2		2	4	
	栄養の指導	6 単 位			臨床栄養学実習Ⅰ		1	1	3	
					栄養教育論Ⅰ	2		2	2	
					栄養教育論Ⅱ	2		2	3	
					栄養教育論実習Ⅰ		1	1	2	
					公衆栄養学Ⅰ	2		2	3	
	給食の運営	4 単 位			公衆栄養学実習		1	1	3	
					調理学	2		2	1	
					調理学実験		1	1	3	
調理学実習Ⅰ					1	1	1			
調理学実習Ⅱ					1	1	2			
給食経営管理論Ⅰ			2			2	2			
給食経営管理実習					1	1	2			
臨地実習Ⅰ		2	2		3	給食の運営1単位を含む				

別表3-① 管理栄養士に関する科目  
2024年度入学者用

管理栄養士学校指定規則に定める教育内容		単位数		本学の授業科目名	単位数			配当年次	備考		
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	必修				
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	社会福祉概論	2		2	4			
				健康管理概論	2		2	1			
				公衆衛生学Ⅰ	2		2	3			
				公衆衛生学Ⅱ	2		2	4			
				生化学Ⅰ	2		2	2			
				生化学Ⅱ	2		2	2			
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		生化学実験Ⅰ		1	1	2			
				生化学実験Ⅱ		1	1	3			
				解剖生理学	2		2	1			
				解剖生理学実験		1	1	2			
				栄養生理学	2		2	3			
				栄養生理学実験		1	1	3			
				微生物学	2		2	2			
				病理学	2		2	2			
				運動生理学	2		2	4			
				臨床医学論	2		2	2			
				食べ物と健康	8	食品学Ⅰ	2		2	1	
						食品学Ⅱ	2		2	1	
						食品学実験Ⅰ		1	1	2	
						食品学実験Ⅱ		1	1	2	
	食品衛生学	2					2	2			
	食品衛生学実験					1	1	3			
	調理学	2					2	1			
	調理学実験					1	1	3			
	調理学実習Ⅰ					1	1	1			
	調理学実習Ⅱ					1	1	2			
	専門分野	基礎栄養学		2	8	基礎栄養学	2		2	1	
		応用栄養学		6		基礎栄養学実習		1	1	2	
						応用栄養学Ⅰ	2		2	2	
						応用栄養学Ⅱ	2		2	2	
応用栄養学Ⅲ			2				2	3			
応用栄養学実習						1	1	3			
栄養教育論		6	栄養教育論Ⅰ	2			2	1			
			栄養教育論Ⅱ	2			2	2			
			栄養教育論Ⅲ	2			2	3			
			栄養教育論実習Ⅰ			1	1	2			
			栄養教育論実習Ⅱ			1	1	3			
			臨床栄養学	8		臨床栄養学概論	2		2	2	
臨床栄養管理論		2					2	4			
臨床栄養学Ⅰ		2					2	3			
臨床栄養学Ⅱ		2					2	3			
臨床栄養学実習Ⅰ						1	1	3			
臨床栄養学実習Ⅱ						1	1	3			
栄養食事療法実習Ⅰ						1	1	3			
栄養食事療法実習Ⅱ						1	1	3			
公衆栄養学		4				公衆栄養学Ⅰ	2		2	3	
						公衆栄養学Ⅱ	2		2	3	
			公衆栄養学実習			1	1	3			
			給食経営管理論	4		給食経営管理論Ⅰ	2		2	2	
給食経営管理論Ⅱ		2					2	2			
給食経営管理実習						1	1	2			
給食計画論演習		1					1	1			
献立作成演習		1					1	2			
総合演習Ⅰ		1					1	4			
総合演習		2	総合演習Ⅱ	1			1	4			
			臨地実習	4		臨地実習Ⅰ		2	2	3	給食の運営1単位を含む
臨地実習Ⅱ		2			2	3					

## 5. シラバスについて

シラバスは KOMAJO ポータルで確認することができます。

### Ⅰ 科目分類

科目分類は、各科目の概要を 8 桁の数字で示したものです。

① ② ③ - ④ ⑤ ⑥ - ⑦ ⑧

#### ① 10000000 の位【学部】

- 1 人間総合学群
- 2 人間健康学部
- 3 看護学部
- 4 大学院人文科学研究科

#### ② 1000000 の位【学類・学科】

- 0 学類・学科にかかわらない（注：人間総合学群教養科目・大学院）
- 1 人間文化学類／健康栄養学科／看護学科
- 2 観光文化学類
- 3 心理学類
- 4 住空間デザイン学類

#### ③ 100000 の位【専攻・コース】

- 0 専攻・コースにかかわらない
- 1 日本文化専攻／コース A（住空間）／仏教文化専攻
- 2 人間関係専攻／コース B（住空間）／臨床心理学専攻
- 3 英語コミュニケーション専攻

（ハイフン）

#### ④ 10000 の位【種別】

- 1 教養教育科目
- 2 専門基礎科目
- 3 専門教育科目（注：人間総合）／専門科目（注：人間健康・看護。人間健康の「臨床心理関連科目」も）
- 4 資格科目（卒業所要単位に含まれない）
- 5 その他の科目（注：現状で実際には該当科目はない）

#### ⑤ 1000 の位【必・選】（卒業所要単位）

- 1 必修科目
- 2 選択必修科目
- 3 選択科目

#### ⑥ 100 の位【資格】

- 0 資格取得にはかかわらない
- 1 何らかの資格取得に関わる

（ハイフン）

#### ⑦ 10 の位【区分】

- 1 講義
- 2 演習・実習・実技（注：人間総合）／演習・実習・実験（注：人間健康）／演習（注：看護・大学院）
- 3 実習・実験（注：人間健康）／実習（注：看護学部・大学院）

#### ⑧ 1 の位【段階】

- 1 1 年次から履修可能
- 2 2 年次から履修可能
- 3 3 年次から履修可能
- 4 4 年次から履修可能

### 【科目分類の例】

- 100-110-11 人間総合学群・全・全—教養教育科目・必修科目・資格に関わらない—  
講義科目・1年次以降  
⇒基礎ゼミ・仏教学など
- 111-331-12 人間総合学群・人間文化学類・日本文化専攻—専門教育科目・選択科目・資格に関わる—  
講義科目・2年次以降  
⇒古典文学概論・日本語学概論Ⅰなど
- 130-331-13 人間総合学群・心理学類・専攻なし—専門教育科目・選択科目・資格に関わる—  
講義科目・3年次以降  
⇒公認心理師の職責など
- 210-211-32 人間健康学部・健康栄養学科・専攻なし—専門基礎科目・必修科目・資格に関わる—  
実験・実習科目・2年次以降  
⇒食品学実験Ⅰ・Ⅱなど
- 310-311-23 看護学部・看護学科・専攻なし—専門科目・必修科目・資格に関わる—  
演習科目・3年次以降  
⇒小児看護学方法論など

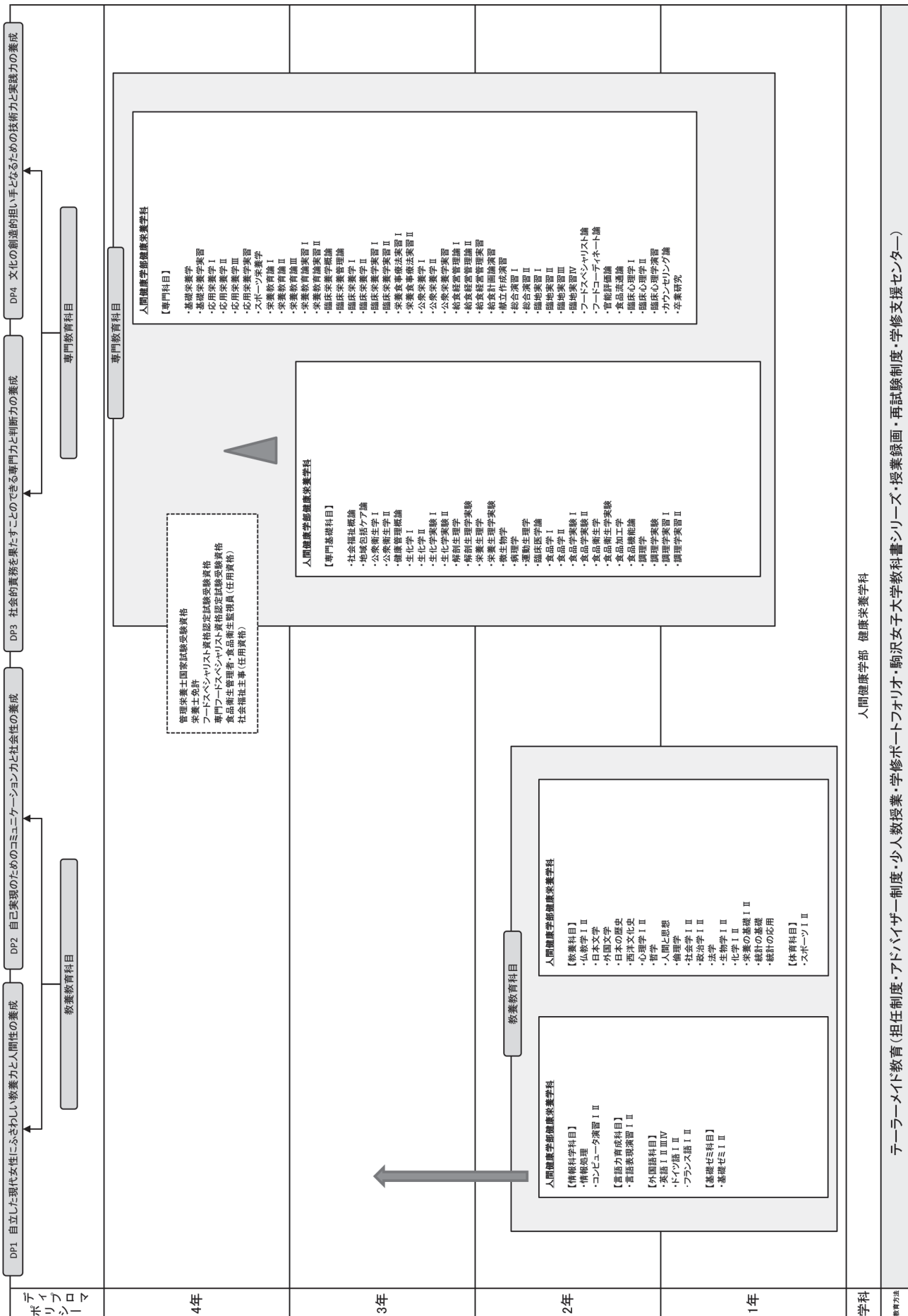
## ② 学修指針

学修指針は、本学のディプロマ・ポリシーに基づき設定されています。

この学修指針には2つの役割があります。1つは、各授業がどのような力を育成することを主な目的としているかを学生が判断するための指針という役割です。もう1つは、各学科のカリキュラムが学生の能力を偏りなく育成することができるように設定されているかを大学が検証するための指針という役割です。

履修科目の選択の判断材料として有意義に活用してください。

駒沢女子大学 人間健康学部 カリキュラムツリー



人間健康学部 健康栄養学科 教養教育科目 カリキュラムマップ

ポリシー	全学 DP	自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成		自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成		社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成		文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成	
	学科 DP	人間と社会に関する広汎な知識と、他者から信頼される人間性の養成		栄養に係わる職場で役立つ日本語運用能力やプレゼンテーション力と、職業を通して自らの存在を高めていこうとする社会性の養成		健康と栄養に関する専門的な知識と、実地の分析に基づいて的確に判断する能力の養成		栄養管理、栄養指導や保健指導などを確実に実行できる技術力と、計画性をもって自らの意志を実現につなげていく実践力の養成	
学修指針・学修到達度	到達度 lv4	人文・社会・自然科学に関する多角的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	管理栄養士のあり方を広げて人間存在について考察し、より良い自己の実現を実践することができる。	論理的で説得力のあるが、口頭発表ができ、明確な文章を書くことができる。	管理栄養士の社会的責務を把握し、自立した社会人らしい責任感を持って共同作業に従事することができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理し、根拠をもとに新しい視点で結論を導き出すことができる。	先行研究について論理的に批判し、その批判から新しい独自の考えを育てていくことができる。	専攻する研究対象について、独自の分析方法を確立し、説得力のある結論を発表することができる。	自ら課題を見出すことができ、自分なりの方法を駆使して、計画的に解決まで導くことができる。
	到達度 lv3	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、自らの問題として考えることができる。	管理栄養士のあり方について問題を指摘し、より良い自己を実現するために努力することができる。	形式に沿った口頭発表ができ、わかりやすく文章を書くことができる。	管理栄養士の社会的責務を説明することができ、他者とスムーズに共同作業を行うことができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理した上で根拠を示しつつ考察することができる。	先行研究について、その反証となる事例を挙げつつ、論理的に批判することができる。	専攻する研究対象について、複数の分析方法を組み合わせて解決を探ることができる。	自ら課題を見出すことができ、それらの解決に向けて成果をあげることができる。
	到達度 lv2	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、問題を指摘することができる。	管理栄養士のあり方について自分なりのポリシーを持ち、自己を律することができる。	得た情報を整理し、自らの考えをわかりやすく説明することができる。	管理栄養士の社会的責務を一通り説明することができ、共同作業に加わることができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理することができる。	先行研究について、論理的に矛盾点を見出し批判することができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を用いて結果をまとめることができる。	与えられた課題に取り組み、ほぼ十分な成果をあげることができる。
	到達度 lv1	人文・社会・自然科学の内容について、自分の知っていることを述べるることができる。	管理栄養士としてのあり方に沿ったルールやマナーを尊重することができる。	正しく情報を受け止め、人前で物事の簡単な説明ができる。	管理栄養士の社会的責務に関してある程度説明することができる。	専攻するテーマについて、情報を集めることができる。	先行研究について批判的に対することができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を持つことができる。	与えられた課題に取り組み、ある程度の成果をあげることができる。
	学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力
1	仏教学Ⅰ	◎	○		△				
1	仏教学Ⅱ	◎	○		△				
1・2・3・4	日本文学	◎	○						
1・2・3・4	外国文学	◎	○						
1・2・3・4	日本の歴史	◎	○						
1・2・3・4	西洋文化史	◎	○						
1・2・3・4	心理学Ⅰ	◎	○	△	△				
1・2・3・4	心理学Ⅱ	◎	○	△	△				
1・2・3・4	哲学	◎	○		△				
1・2・3・4	人間と思想	◎	○		△				
1・2・3・4	倫理学	◎	○		△				
1・2・3・4	社会学Ⅰ	◎	△		○				
1・2・3・4	社会学Ⅱ	◎	△		○				
1・2・3・4	政治学Ⅰ	◎	△		○				
1・2・3・4	政治学Ⅱ	◎	△		○				
1・2・3・4	法学	◎	△		○				
1	生物学Ⅰ	◎				○	△		
1	生物学Ⅱ	◎				○	△		
1	化学Ⅰ	◎				○	△		
1	化学Ⅱ	◎				○	△		
1	栄養の基礎Ⅰ	◎				○	△		
1	栄養の基礎Ⅱ	◎				○	△		



	学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力	実践力
教養教育科目	1・2	統計の基礎	◎				○		○	△
	1・2	統計の応用	◎				○		○	△
	1・2	情報処理					◎	○	△	
	1・2	コンピュータ演習Ⅰ	◎		△				○	
	1・2	コンピュータ演習Ⅱ	◎		△		△		○	
	1	言語表現演習Ⅰ	◎		○					
	1	言語表現演習Ⅱ	◎		○					
	1	英語Ⅰ	◎		○	○			△	
	1	英語Ⅱ	◎		○	○			△	
	2	英語Ⅲ	◎		○	○			△	
	2	英語Ⅳ	◎		○	○			△	
	1・2・3・4	ドイツ語Ⅰ	◎		○	○			△	
	1・2・3・4	ドイツ語Ⅱ	◎		○	○			△	
	1・2・3・4	フランス語Ⅰ	◎		○	○			△	
	1・2・3・4	フランス語Ⅱ	◎		○	○			△	
	1・2・3・4	スポーツⅠ		○	△	◎				
	1・2・3・4	スポーツⅡ		○	△	◎				
	1	基礎ゼミⅠ	◎	○	△	○				
	1	基礎ゼミⅡ	◎	○	△	○				

人間健康学部 健康栄養学科 専門教育科目 カリキュラムマップ

	ポリシー	全学 DP		自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成		社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成		文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成	
		学科 DP		人間と社会に関する広汎な知識と、他者から信頼される人間性の養成		栄養に係わる職場で役立つ日本語運用能力やプレゼンテーション力と、職業を通して自らの存在を高めていこうとする社会性の養成		健康と栄養に関する専門的な知識と、実地の分析に基づいて的確に判断する能力の養成	
学修指針・学修到達度	到達度 lv4	人文・社会・自然科学に関する多角的な知識を有し、より良い文化の創造を目指すことができる。	管理栄養士のあり方を広げて人間存在について考察し、より良い自己の実現を実践することができる。	論理的で説得力のあるが、口頭発表ができ、明晰な文章を書くことができる。	管理栄養士の社会的責務を把握し、自立した社会人としての責任感を持って共同作業に従事することができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理し、根拠をもとに新しい視点で結論を導き出すことができる。	先行研究について論理的に批判し、その批判から新しい独自の考えを育てていくことができる。	専攻する研究対象について、独自の分析方法を確立し、説得力のある結論を発表することができる。	自ら課題を見出すことができ、自分なりの方法を駆使して、計画的に解決まで導くことができる。
	到達度 lv3	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、自らの問題として考えることができる。	管理栄養士のあり方について問題点を指摘し、より良い自己を実現するために努力することができる。	形式に沿った口頭発表ができ、わかりやすい文章を書くことができる。	管理栄養士の社会的責務を説明でき、他者とスムーズに共同作業を行うことができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理した上で根拠を示しつつ考察することができる。	先行研究について、その反証となる事例を挙げつつ、論理的に批判することができる。	専攻する研究対象について、複数の分析方法を組み合わせて解決を探ることができる。	自ら課題を見出すことができ、それらの解決に向けて成果をあげることができる。
	到達度 lv2	人文・社会・自然科学に関する基礎的な知識を有し、問題点を指摘することができる。	管理栄養士のあり方について自分なりのポリシーを持ち、自己を律することができる。	得た情報を整理し、自らの考えをわかりやすく説明することができる。	管理栄養士の社会的責務を一通り説明することができ、共同作業に加わることができる。	専攻するテーマについて、多角的に情報を整理することができる。	先行研究について、論理的に矛盾点を見出し批判することができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を用いて結果をまとめることができる。	与えられたり課題を組み、ほぼ十分な成果をあげることができる。
	到達度 lv1	人文・社会・自然科学の内容について、自分の知っていることを述べるることができる。	管理栄養士としてのあり方に沿ったルールやマナーを尊重することができる。	正しく情報を受け止め、人前で物事の簡単な説明ができる。	管理栄養士の社会的責務に関する程度説明することができる。	専攻するテーマについて、情報を集めることができる。	先行研究について批判的に対することができる。	専攻する研究対象について、一つの分析方法を持つことができる。	与えられたり課題に取り組み、ある程度の成果をあげることができる。
	学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力
4	社会福祉概論		○		△	◎	○		
4	地域包括ケア論		○		△	◎	○		
3	公衆衛生学Ⅰ		△		△	◎	○		
4	公衆衛生学Ⅱ		△		△	◎	○		
1	健康管理概論	○			△	◎	△		
2	生化学Ⅰ	△				◎	○		
2	生化学Ⅱ	△				◎	○		
2	生化学実験Ⅰ			△		◎		○	△
3	生化学実験Ⅱ			△		◎		○	△
1	解剖生理学	△				◎	○		
2	解剖生理学実験			△		◎		○	△
3	栄養生理学	△				◎	○		
3	栄養生理学実験			△		◎		○	△
2	微生物学	△				◎	○		
2	病理学	△				◎	○	△	
4	運動生理学	△				◎	○	△	
2	臨床医学論		△			◎	○	△	
1	食品学Ⅰ	△				◎	○		
1	食品学Ⅱ	△				◎	○		
2	食品学実験Ⅰ			△		◎		○	△
2	食品学実験Ⅱ			△		◎		○	△
2	食品衛生学	△				◎	○		
3	食品衛生学実験			△		◎		○	△

	学年	学修指針	教養力	人間性	コミュニケーション力	社会性	専門力	判断力	技術力	実践力
専門基礎科目	3	食品加工学	△				◎	○	△	
	4	食品機能論				△	◎	○	△	
	1	調理学	△				◎	○	△	
	3	調理学実験					◎	○	○	
	1	調理学実習Ⅰ			△		◎		○	○
	2	調理学実習Ⅱ			△		◎		○	○
専門科目	1	基礎栄養学	△				◎	○		
	2	基礎栄養学実習			△		◎		○	△
	2	応用栄養学Ⅰ				△	◎	○		△
	2	応用栄養学Ⅱ				△	◎	○		△
	3	応用栄養学Ⅲ				△	◎	○		△
	3	応用栄養学実習			△		◎		○	△
	4	スポーツ栄養学				△	◎	○		△
	1	栄養教育論Ⅰ			△		◎	○	△	
	2	栄養教育論Ⅱ			△		◎	○	△	
	3	栄養教育論Ⅲ			△		◎	○	△	
	2	栄養教育論実習Ⅰ			△		◎		○	○
	3	栄養教育論実習Ⅱ			△		◎		○	○
	2	臨床栄養学概論				△	◎	○	△	
	4	臨床栄養管理論				△	◎	○	△	
	3	臨床栄養学Ⅰ				△	◎	○	△	
	3	臨床栄養学Ⅱ				△	◎	○	△	
	3	臨床栄養学実習Ⅰ			△		◎		○	○
	3	臨床栄養学実習Ⅱ			△		◎		○	○
	3	栄養食療法実習Ⅰ			△		◎		○	○
	3	栄養食療法実習Ⅱ			△		◎		○	○
	3	公衆栄養学Ⅰ				△	◎	○	△	
	3	公衆栄養学Ⅱ				△	◎	○	△	
	3	公衆栄養学実習			△		◎		○	○
	2	給食経営管理論Ⅰ				△	◎	○		
	2	給食経営管理論Ⅱ				△	◎	○		
	2	給食経営管理実習			△		◎		○	○
	1	給食計画論演習					◎		○	○
	2	献立作成演習					◎		○	○
	4	総合演習Ⅰ				△	◎	△		○
	4	総合演習Ⅱ				△	◎	△		○
	3	臨地実習Ⅰ		△	△	△	◎		○	○
	3	臨地実習Ⅱ		△	△	△	◎		○	○
	4	臨地実習Ⅲ		△	△	△	◎		○	○
	4	臨地実習Ⅳ		△	△	△	◎		○	○
	2	フードスペシャリスト論				△	◎	○		
	2	フードコーディネーター論				△	◎	○		
	3	官能評価論				△	◎	○	△	
	3	食品流通論				△	◎	○		
	2	臨床心理学Ⅰ			○	○	◎		△	
	2	臨床心理学Ⅱ			○	○	◎		△	
3	臨床心理学演習				○	◎		○	△	
3	カウンセリング論		△		○	◎		○		
4	卒業研究					◎	○	△	○	





学 則



# 学 則

## 駒沢女子大学 学則

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

#### (教育目標)

第1条の3 第1条に規定する目的を達成するための教育目標は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
- (2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
- (3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
- (4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

2 前項を踏まえた学群・学類及び学部・学科の教育目標は別に定める。

3 本条に規定する教育目標の達成方法及び評価方法は別に定める。

#### (位 置)

第2条 本学は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。

#### (名 称)

第3条 本学は、駒沢女子大学と称する。

### 第 2 章 組 織

#### (学群学類・学部学科の構成及び目的)

第4条 本学に、人間総合学群、人間健康学部及び看護学部を置く。

2 人間総合学群には、人間文化学類、観光文化学類、心理学類、住空間デザイン学類を置き、人間健康学部には、健康栄養学科を置き、看護学部には、看護学科を置く。

3 前項の学群学類、及び学部学科の教育上の目的を以下のように定める。

- (1) 人間総合学群は、人間諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。
- (2) 人間文化学類は、文化や社会に対する理解と、実践的なコミュニケーション能力の双方を身に付けることで、グローバルな時代の変化に対応でき、現代社会に参加し貢献していく資質を有する人材の育成を目的とする。
- (3) 観光文化学類は、国際人としての教養、観光の専門家となるための知識と技能を習得し、国際的な交流及び協力を貢献できる人材の育成を目的とする。

(4) 削除

(4)の2 心理学類は、心理学の専門的知識及び技能を学修し、現代社会の多様化する心の問題に主体的に取り組み、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(5) 住空間デザイン学類は、生活空間の演出を学修することにより、人が暮らしやすい社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。

(6) 削除

(7) 人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成することを目的とする。

(8) 健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的とする。

(9) 削除

(10) 看護学部看護学科は、人間性豊かな質の高い看護実践能力を備えた看護実践者の育成を目的とする。

(定員)

第5条 前条の学群学類、学部学科の定員は次のとおりとする。

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間総合学群	人間文化学類	170名	20名	720名
	観光文化学類	60名	10名	260名
	心理学類	80名	—	320名
	住空間デザイン学類	60名	—	240名
	(計)	(370名)	—	(1,540名)
人間健康学部	健康栄養学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
看護学部	看護学科	80名	—	320名
	(計)	(80名)	—	(320名)
総計		530名	30名	2,180名

人間文化学類に専攻を置く。専攻の人数は次のとおりとする。

学類	専攻	人数	編入学人数	収容人数
人間文化学類	日本文化専攻	60名	5名	250名
	人間関係専攻	60名	5名	250名
	英語コミュニケーション専攻	50名	10名	220名
総計		170名	20名	720名

第5条の2 本学に、大学院を置く。  
2 大学院に関する規程は、別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。  
2 図書館に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学日本文化研究所)

第6条の2 本学に、駒沢女子大学日本文化研究所（以下「文化研究所」という。）を置く。  
2 文化研究所に関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学博物館学実習館)

第6条の3 本学に、駒沢女子大学博物館学実習館（以下「実習館」という。）を置く。  
2 実習館に関する規程は、別に定める。

(学修支援センター)

第6条の4 本学に、学修支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。  
2 支援センターに関する規程は、別に定める。

(駒沢女子大学健康栄養相談室)

第6条の5 本学に、駒沢女子大学健康栄養相談室（以下「健康栄養相談室」という。）を置く。  
2 健康栄養相談室に関する規程は、別に定める。

(教育研究推進センター)

第6条の6 本学に、教育研究推進センター（以下、「推進センター」という。）を置く。  
2 推進センターに関する規程は、別に定める。

(部の設置)

第7条 本学に学務部及び学生部を置く。

### 第3章 職員組織

(学長・副学長)

第8条 本学に学長を置く。  
2 学長は、本学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する。  
3 学長は必要に応じ、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことができる。  
4 学長・副学長に関する事項は、別に定める。

(職員)

第8条の2 本学に、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。  
2 本学に、前項のほか、必要に応じ非常勤の教員及び臨時の職員を置く。



## (役職)

- 第8条の3 図書館に図書館長を置く。  
 2 文化研究所に文化研究所長を置く。  
 3 学務部に学務部長、学生部に学生部長を置く。  
 4 学群に学群長、各学部で学部長を置く。  
 5 前2項に関する事項は、別に定める。

## (外国人教員)

- 第9条 (削除)

## (客員教授)

- 第10条 本学に、客員教授を置くことができる。  
 2 客員教授に関する事項は、別に定める。

## (名誉教授)

- 第11条 本学は、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。  
 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

## (教授会)

- 第12条 本学人間総合学群、人間健康学部及び看護学部に、教授会を置く。  
 2 教授会は、学長、学群長、学部長、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師、及び助教をもって組織する。  
 3 教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

## (教授会取り扱い事項)

- 第13条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるすることができる。  
 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了  
 (2) 学位の授与  
 (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項  
 2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び学群長、学部長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

## (教学協議会)

- 第13条の2 (削除)

**第 4 章 学年、学期及び休業日**

## (学 年)

- 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
 2 本学における1年間の授業期間は、37週を原則とする。

## (学 期)

- 第15条 学年を次の二学期に分ける。  
 第一学期は、4月1日から9月19日まで  
 第二学期は、9月20日から翌年3月31日まで

## (休業日)

- 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。  
 (1) 日曜日  
 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日  
 (3) 春季休業は、3月11日から3月31日まで  
 (4) 夏季休業は、8月11日から9月19日まで  
 (5) 冬季休業は、12月27日から翌年1月4日まで  
 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、臨時の休業日又は臨時の授業日を定めることができる。

**第 5 章 修 業 年 限**

## (修業年限)

- 第17条 本学の修業年数は、4年とする。

## (在学年限)

- 第18条 学生は、8年を超えて在学することができない。  
 2 第21条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められる在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

## 第 6 章 入 学

(入学の時期)

第19条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の全課程を修了した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4)の2 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力有りと、本学において認められた者

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する女子で、本学への入学を志願する者があるとき、3年次編入学に該当する者は編入学定員の枠内で、選考のうえ3年次に、それ以外の者は欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 前2号と同等以上の資格がある者

2 前項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱い及び在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、3年次編入学の場合、在籍すべき年数は2年とする。

(転学群・転学類・転学部・転学科)

第21条の2 本学に在籍する1年次および2年次の者で、他学群・他学類・他学部・他学科への移籍を希望する者があるとき、該当学群・学類・学部・学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次での移籍を教授会の議を経て、学長は許可することができる。

2 前項の規定により転学群・転学類・転学部・転学科を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱いおよび在籍すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学志願)

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書、所定の入学検定料及び出身学校長から提出される調査書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定める駒沢女子大学入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続)

第23条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定めるところに従い、手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に、入学を許可する。

## 第 7 章 教育課程及び履修方法

(授 業)

第24条 本学における授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目とし、卒業に必要な単位は次のとおりとする。

人間総合学群人間文化学類日本文化専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
特設科目					
専門教育科目	日本文化専攻専門教育科目	20単位	42単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群人間文化学類人間関係専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	人間関係専攻専門教育科目	18単位	44単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群人間文化学類英語コミュニケーション専攻

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	英語コミュニケーション専攻専門教育科目	12単位	50単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群観光文化学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	観光文化学類専門教育科目	7単位	55単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

専門教育科目の選択必修科目中、基本科目から6単位以上、観光実務関連科目から2単位以上、観光資源・文化関連科目から4単位以上修得すること。

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群心理学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
	特設科目				
専門教育科目	心理学類専門教育科目	14単位	48単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間総合学群住空間デザイン学類

授業科目群		必修	選択必修	選択	合計
教養教育科目	初年次教育科目	2単位		26単位 以上	124単位 以上
	建学の精神を学ぶ科目	4単位			
	入門科目		4単位		
	教養知科目		12単位		
	実践知科目	2単位			
	技法知科目	12単位			
特設科目					
専門教育科目	住空間デザイン学類専門教育科目	12単位	50単位		
他専攻・他学類・他学科・他学部・他大学科目					

専門教育科目の選択必修科目中、コースの必要とする32単位以上修得すること。

選択必修として必要な単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位数に算入される。

人間健康学部健康栄養学科

授業科目群		必修	選択	合計
教養教育科目	教養科目	12単位	7単位以上	124単位 以上
	情報科学科目	1単位		
	外国語科目	4単位		
	言語力育成科目			
	体育科目	2単位		
	基礎ゼミ科目	2単位		
専門教育科目	専門基礎科目・専門科目	96単位		
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目				

看護学部看護学科

授業科目群		必修	選択	小計	合計
教養教育科目	人間の理解	4単位	4単位以上	必修10単位 選択8単位以上	126単位 以上
	社会の理解	—			
	言語と文化の理解	4単位	2単位以上		
	情報と科学の理解	2単位	2単位以上		
専門基礎科目	健康と医療	19単位	4単位以上	必修26単位 選択4単位以上	
	健康の支援	7単位			
専門科目	看護の基礎	16単位	6単位以上	必修72単位 選択6単位以上	
	看護の実践	42単位			
	公衆衛生看護	3単位			
	看護の統合	11単位			
他専攻・他学類・他学群・他学科・他学部・他大学科目					

(履修科目数)

第24条の2 1学年において履修できる単位数の上限は、46単位とするが、看護学部においては、48単位とする。

2 (削除)

(授業科目)

第25条 前条の授業科目の名称、単位数、年次配当、及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修手続き)

第26条 学生は、毎学年の始めに、学費を納入し、その学年で履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

(単位取得)

第27条 履修した科目の試験に合格した者は、当該科目の履修を修了したと認められ、所定の単位が与えられる。

2 各授業科目に対する単位数は、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、出席しなければならない時間数の3分の1を超える欠席をした者は、単位を取得できないことがある。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、演習科目によっては、毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、毎週3時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

- (3) 講義及び演習並びに実験、実習及び実技の併用により行う授業については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (4) 外国語科目については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(教職に関する専門科目)

第27条の2 教育職員の免許を取得しようとする者は、教職に関する専門教育科目及び必要な授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の履修により、本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次表のとおりとする。

学群	学類	専攻	免許状の種類・教科
人間総合学群	人間文化学類	日本文化専攻	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
		英語コミュニケーション専攻	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)

- 3 教育職員の免許を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の2のとおりとする。

(学校図書館司書教諭免許)

第27条の3 学校図書館司書教諭の免許を取得しようとする者は、前条の教職に関する専門教育科目及び必要な授業科目を履修したうえで、学校図書館司書教諭講習規程に定める科目を履修しなければならない。

- 2 学校図書館司書教諭の免許を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の3のとおりとする。

(博物館学芸員養成課程)

第27条の4 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館学芸員養成課程に関する科目を履修しなければならない。

- 2 博物館学芸員の資格を取得するために必要な授業科目及び単位数は、別表第1の4のとおりとする。

(栄養士の資格及び管理栄養士受験資格)

第27条の4の2 栄養士の資格を得ようとする者は、人間健康学部健康栄養学科の卒業に必要な単位のほかに、栄養士法、同法施行規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- 2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、前項によるほか、管理栄養士学校指定規則に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(建築士受験資格)

第27条の4の3 建築士試験の受験資格を得ようとする者は、人間総合学群住空間デザイン学類の卒業に必要な単位のほかに、建築士法に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(看護師受験資格)

第27条の4の4 看護師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(保健師受験資格)

第27条の4の5 保健師国家試験の受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科の卒業に必要な単位のほかに、「保健師助産師看護師学校指定規則別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(養護教諭二種免許)

第27条の4の6 養護教諭二種の免許を得ようとする者は、「保健師助産師看護師学校指定規則別表1」に定める所定の科目を履修し単位を修得するとともに、別表第1の2の「教育職員免許法施行規則第66条の6」で定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

(公認心理師受験資格)

第27条の4の7 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、人間総合学群心理学類の卒業に必要な単位のほかに、公認心理師法、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(他大学における履修単位の認定)

第27条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

(海外留学における履修単位の認定)

第27条の6 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が海外留学により授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定する。

- 2 駒沢女子大学海外留学制度により留学した期間は、半年を限度として第17条に定める修業年数に含めることができる。
- 3 前項の、駒沢女子大学海外留学制度に関しては、別に定める。

## 第 8 章 試験及び成績

### (試 験)

第28条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることもできる。

### (試験の期日)

第29条 試験は、学期末又は学年末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

### (受験の条件)

- 第30条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。
- 2 学費及び必要な手数料を納入していない者は、試験を受けることができない。
  - 3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

### (成績の表示)

第31条 成績は、秀 (100～90)、優 (89～80)、良 (79～70)、可 (69～60)、不可 (59以下) とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

### (成績の通知)

第31条の2 試験の成績の発表は各学期末とし、書類をもって学生に通知する。

## 第 9 章 卒業及び学位

### (卒業に必要な単位)

第32条 卒業に必要な単位は、人間総合学群及び人間健康学部が124単位以上、看護学部が126単位以上とする。

### (卒業の要件)

- 第33条 卒業の要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 4年以上在学すること。ただし、第21条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学すること。
  - (2) 卒業に必要な単位を修得していること。

### (学位の授与)

第34条 前条の規定により、卒業証書を授与された者は、人間総合学群については、学士 (日本文化・人間関係・英語コミュニケーション・観光文化・心理学・住空間デザイン) の学位、人間健康学部については、学士 (健康栄養) の学位、看護学部については、学士 (看護学) の学位を授与する。

## 第 10 章 休学、退学及び除籍

### (休 学)

- 第35条 病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受け、学期の終わりまで休学することができる。
- 2 休学の事由が消滅しない者は、許可を受けて引き続き1学期休学することができる。
  - 3 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。休学期間は、在学年数に算入しない。
  - 4 第18条の規定は、休学した者にも適用する。
  - 5 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、教授会の議を経て、学年又は学期の始めに復学することができる。

### (退学等)

第36条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を付して、保証人と連署の退学願を提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

### (再入学)

- 第37条 一旦退学した者が再入学しようとする場合は、選考のうえ教授会の議を経て、学長は許可することがある。
- 2 再入学の出願資格、手続等については、別に定める。

### (除 籍)

- 第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 新入生で、指定された期間までに履修届を提出しない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者
  - (2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期日までに納入しない者
  - (3) 第18条の規定による在学できる年数を超える者
  - (4) (削除)

## 第 11 章 賞 罰

### (褒 賞)

第39条 本学の学生として褒賞に値する行為があった者に対して、学長は、教授会の議を経て、褒賞することができる。

### (懲 戒)

第40条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、教授会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- 2 前項の処分は、行為の軽重、教育上の必要を考慮してなさなければならない。
- 3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。
  - (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り修業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席の常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、本学則に反し、学生の本分に反する行為をした者

## 第 12 章 学 費 等

### (選抜料)

第41条 本学への入学を志望する者は、別表第2に掲げる入学検定料を納めなければならない。

### (学 資)

第42条 本学の入学金及び学費は、次のとおりとし、その納入額は別表第2、第3に掲げるとおりとする。

- (1) 入学金
- (2) 学費
  - 授業料
  - 維持費
  - 実習費

### (授業料)

第43条 授業料は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分け分納することもできる。

- 第一期は、4月20日まで
- 第二期は、9月20日まで

### (学 費)

第44条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部又は一部を減免することができる。

- 2 休学期間中の授業料・実習費は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

### (授業料等の不返還)

第45条 納入した授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で所定の期日内に入学辞退届を提出し、本学が受理した者に限り入学金を除く納付金を返還する。

### (手数料)

第46条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

## 第 13 章 外国人留学生及び帰国生徒

### (外国人留学生)

第47条 外国人留学生とは、本学入学を目的として入学許可を受けて入学し、本学に入学、編入学又は学士入学した者をいう。

### (帰国生徒)

第48条 帰国生徒とは、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間の中等教育を受けた者をいう。

### (委 任)

第49条 前2条に規定する者の修学については、特設科目及び履修方法等、別に定めるところによる。

## 第 14 章 科目等履修生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第50条 本学は、正規の授業を妨げない限りにおいて、教授会の議を経て、科目等履修生の登録を許可することがある。  
2 科目等履修生の登録資格等については、別に定める。

(公開講座)

- 第51条 本学においては、公開講座を開設することがある。

## 第 15 章 改正

(改正)

- 第52条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得なければならない。

- 附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成17年12月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成26年6月12日に改正し、平成26年7月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者については従前のおりとする。
- 附則 この学則は、平成28年5月19日に改正し、平成28年7月1日から施行する。
- 附則 この学則は、平成29年3月31日に改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した者については従前の通りとする。人文学部は、平成30年度から学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときに廃止する。
- 附則 この学則は、平成30年7月24日から施行する。
- 附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、令和2年12月19日から施行する。
- 附則 この学則は、令和3年6月1日から施行する。
- 附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、看護学部は、令和4年度入学者にも適用する。
- 附則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年度入学者から適用する。



学則第41条及び第42条 別表第2 入学検定料・入学金

人間総合学群、人間健康学部、看護学部

入学検定料

一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別入学者選抜

30,000円	学校推薦型選抜(指定校制)、学校推薦型選抜(公募制)、総合型選抜、一般選抜、特別入学者選抜
15,000円	大学入学共通テスト利用選抜

※ インターネット出願を利用し、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を複数回出願する場合は、2回目以降 5,000円割引

※ 推薦系入学者選抜(学校推薦型選抜(指定校制)、学校推薦型選抜(公募制)、総合型選抜など)に合格し、入学手続を完了した者が、スカラシップ制度(新入生)の選抜試験に出願する場合、10,000円とする。

入学金

300,000円
----------

本短期大学から3年次編入する者の入学金を免除する。

本短期大学卒業後1年以上経過した者が3年次編入する場合、または、本大学を卒業した者が再度入学する場合の入学金を2分の1とする。

一旦退学した者が再入学する場合の入学金を2分の1とする。

卒業生子女入学特典制度、大学・短期大学姉妹入学特典制度、寺院関係者入学特典制度、併設校(駒沢学園女子高等学校)対象入学特典制度について、以下のように定める。ただし、重複して特典を受けることはできない。  
また、同時に姉妹が入学する場合はいずれかを減額とする。

	入学特典制度	対象の入学者選抜	特典内容
1	卒業生子女入学特典制度	学校推薦型/総合型/一般/ 大学入学共通テスト利用選抜 での合格・入学者	入学金の3分の1を減額
2	大学・短期大学 姉妹入学 特典制度		
3	寺院関係者入学特典制度		
4	併設校(駒沢学園女子高等学校)対象入学特典制度※	本学が専願型として実施する 学校推薦型選抜(併設校専願 型)の合格・入学者	入学金の2分の1を減額
		本学が専願型として実施する 学校推薦型選抜(公募制) の合格・入学者	
		本学が専願型として実施する 総合型選抜(専願型) の合格・入学者	
		本学が実施する 専願型ではない入学者選抜 の合格・入学者	入学金の3分の1を減額

※現役生のみ

学則第42条 別表第3 学費

人間総合学群

授業料	800,000 円	1期	400,000 円
		2期	400,000 円
維持費	200,000 円	1期	100,000 円
		2期	100,000 円

人間文化学類・観光文化学類(2年次以降)

実習費	36,000 円	1期	18,000 円
		2期	18,000 円

心理学類・住空間デザイン学類(2年次以降)

実習費	66,000 円	1期	33,000 円
		2期	33,000 円

※人間総合学群の1年次実習費は一律36,000円とする。

人間健康学部

授業料	800,000 円	1期	400,000 円
		2期	400,000 円
維持費	250,000 円	1期	125,000 円
		2期	125,000 円

実習費	100,000 円	1期	50,000 円
		2期	50,000 円

看護学部

授業料	1,050,000 円	1期	525,000 円
		2期	525,000 円
維持費	300,000 円	1期	150,000 円
		2期	150,000 円

実習費	1、2年次	225,000 円	1期	112,500 円
			2期	112,500 円
	3、4年次	300,000 円	1期	150,000 円
			2期	150,000 円

看護学部において、保健師教育課程の履修費を別に定めるところにより徴収する。



